

## 第Ⅲ部 令和8年度に講じようとする施策

### 第1章 インバウンドの戦略的な誘客と住民生活の質の確保との両立

各地域が継続的かつ計画的に対策を講じていけるよう、国際観光旅客税も活用し、過度の混雑やマナー違反対策、地方分散の推進に必要な様々な基盤整備など、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策を一層強化し、全国展開していくことで、インバウンドを含む観光客の戦略的な誘客と住民生活の質の確保との両立を図り、持続可能な観光の実現を図っていく。

#### 第1節 混雑・マナー違反等の個別課題への対応

##### 1 過度の混雑対策

###### (1) 観光客が集中する地域の受入環境の充実（パークアンドライドの実施等）

###### a) 生活道路の渋滞対策・パークアンドライド駐車場の整備

- ① 観光地への家用車の流入抑制を目的としたフリンジ駐車場<sup>1</sup>の整備等によるパークアンドライドを推進するほか、地域における協議を踏まえた交通規制を必要に応じて実施する。
- ② 道路の渋滞対策、観光の足としての自転車利用の推進、鉄道を活用したパークアンドレールライドへの支援など地方への誘客に資する受入環境の整備を推進する。

###### b) 歩行空間の拡大や交通結節点の整備等

- ① 道路、公園、広場等に民間空地も加えた官民空間の一体的な整備・利活用等による「居心地が良く歩きやすくなる」まちなかづくりを推進するとともに、駅・バス停・駅前広場・モビリティハブ等の交通結節点の整備により、インバウンドの受入環境整備を推進する。
- ② 大規模地震が発生した場合における主要駅周辺地域等の滞在者等の安全確保に向けた、官民連携による対策を推進する。

###### (2) 乗降時や車内等の混雑緩和（手ぶら観光の推進等）

###### a) 手ぶら観光の推進

手ぶら観光サービスの認知度向上に官民挙げて取り組むとともに、多様な配送リソースの活用、事業者間連携の促進を通じたサービスの造成・拡大に係る支援、多様な販路形成等を通じた利用者数の増加等を通じて、普及・浸透を推進する。

###### b) 公共交通機関のチケット購入や運賃支払いのキャッシュレス・多言語化、MaaS<sup>2</sup>や配車アプリ等の導入・サービス拡充

- ① スムーズな乗降を促進し、乗降時の混雑緩和等をはじめとしたインバウンドの受入環境の整備・増強に取り組むため、モバイル決済を含めたキャッシュレス決済、多言語対応等の交通事業者への導入支援や、決済用2次元コードの認証仕様の標準化等、安価で効率的な次世代技術の活用を推進する。
- ② AI オンデマンドバス導入及び完全キャッシュレスバスの導入並びにタクシー配車アプリの普及及び車載器システムの標準化等による複数の配車サービスの導入を推進する。
- ③ 収集データをマーケティング等に活用する手法の普及等を目的として、交通キャッシュレスの高度化を推進する。
- ④ タクシーへの複数配車アプリの導入が促進されることで実車率の向上が見込まれることから、配車アプリの導入・サービス拡充を図っていく。
- ⑤ 公共交通機関における多言語化の推進、観光地周辺での交通の充実、共通乗車船券等の造成・改善、MaaSの推進及びレンタカーや施設送迎車両等の輸送資源のフル活用等を通じて「観光の足」を確保する。これらの取組により地方誘客を推進し、オーバーツーリズムの未然防止・抑制等に取り組む。

###### c) 空港業務人材の確保やFAST TRAVEL<sup>3</sup>推進等による生産性向上

- ① 増大する訪日客を円滑に受け入れられるよう、空港業務（グランドハンドリング・保安検査）に係る人材の確保・育成、処遇改善等の取組や、空港業務DX<sup>4</sup>による省力化・効率化といった生産性向上の取組により空港の体制の強化を図る。
- ② 先端技術を活用し、旅客が行う諸手続の迅速化等のFAST TRAVELの取組を推進する。

<sup>1</sup> 都心部への車の乗り入れを抑制するため、都心部の外周に計画的に配置された駐車場。

<sup>2</sup> Mobility as a Serviceの略。あらゆる乗り物を、ITを用いて結びつけ効率よく便利に移動できるようにするシステムのこと。

<sup>3</sup> 空路の利用に係る旅客手続全体の円滑化等を通じた旅客満足度の向上を図る取組のこと。

<sup>4</sup> デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの開発を通じて、社会制度や組織文化等も変革していくような取組を指す概念のこと。

#### d) 長編成LRT車両・連節バス導入

訪日外国人旅行者等の増加に対応し、移動の利便性向上を図るため、LRT車両の導入を支援し、タクシー乗り場の整備などを進める。

### (3) 需要に応じた入域管理や予約制の導入

#### a) 地域における入域管理や予約制の導入

観光地や観光施設等における過度の混雑を抑制するため、需要に応じて地域が行う入域管理や予約制の導入等の取組を推進する。また、持続可能な観光の実現を図るため、国内外の事例も踏まえつつ、公的施設等の料金等の設定に関するガイドラインの策定を検討する。

#### b) 国立公園等における適切な管理

自然環境を主要な観光資源とする地域においては、利用の増加等に伴い、自然環境の劣化や利用者間の軋轢が生じる場合がある。このため、環境省は関係省庁及び地方公共団体等と連携し、「エコツーリズム推進法」（平成19年法律第105号）や「自然公園法」（昭和32年法律第161号）に基づく入域規制やガイド同伴の義務化等の仕組みを活用しつつ、自然環境の保全と適正利用の両立を図る取組を推進する。

#### c) 富士山での適正な入山管理、軽装登山・ごみ投棄等の防止

富士山における適正な利用の確保に向け、引き続き、地方公共団体や地域の観光関係者を含む「富士山における適正利用推進協議会」への参画を通じて、対策を推進する。

### (4) 需要の分散・平準化（混雑状況の見える化による混雑回避の誘発等）

#### a) 混雑状況の見える化による混雑回避の誘発

特定の地域や時間帯に観光客が集中する観光需要の分散・平準化を図るため、混雑の見える化や空いている観光ルートへの誘導等を促進する。

#### b) 文化財等の早朝・夜間体験等の促進

- ① 国立博物館等において、過度の混雑を避けつつ、多様な来館者の需要に応えるため、夜間開館の充実や開館時間の柔軟な設定等による快適な観覧環境の提供に努める。
- ② 需要の分散、文化財等の高付加価値化及びナイトタイムエコノミー等の活性化を図るため、我が国が誇る世界遺産や国宝等の地域の魅力的な文化資源を早朝・夜間に体験する取組等を促進する。

## 2 マナー違反対策

- ① 温泉の入浴方法や公共交通機関でのマナー等、我が国の文化や習慣を旅マエからも学べるよう、日本政府観光局（JNTO）のウェブサイト等を通じて、国が率先して情報発信する。
- ② 違法行為やマナー違反については、地域によって事情が様々であることから、各地域の実情に応じた効果的なマナー・ルールの周知徹底や、スマートごみ箱や撮影スポット、車道横断禁止柵の設置等の取組を推進していく。
- ③ 地域のニーズを踏まえて、「マナー啓発動画」や「旅のエチケット」、「観光ピクトグラム」等の既存コンテンツの活用も含めた効果的なコンテンツを地域に提供していく。

## 3 その他のインバウンドの増加に伴う対応

### (1) 各種民泊の適切な運営確保

- ① 民泊（「住宅宿泊事業法」（平成29年法律第65号）に基づく住宅宿泊事業、「国家戦略特別区域法」（平成25年法律第107号）に基づく国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（いわゆる「特区民泊」）及び「旅館業法」（昭和23年法律第138号）に基づく簡易宿所をいう。）について、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和8年1月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえ、仲介サイトからの法令手続が行われていない違法な民泊の効率的かつ確実な削除の実現に向け、同サイトとのデータ連携を可能とするため、民泊制度運営システムの改修を行う。
- ② 各地域の実情等に応じて、生活環境の悪化の防止のため条例制定や立地規制等が適切に行われるよう、住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）の見直しの検討や、一部地方公共団体とも連携した、不適切な事業者への厳正な処分や地域の実情に応じた規制を行いやすくなる手法・環境整備の検討等、関係省庁と連携し、各種民泊の適切な運営確保に向けて取り組む。

### (2) 外国人患者受入体制の充実及び医療費不払の防止

- ① 訪日外国人旅行者が円滑に受診できるよう、医療機関での受入環境整備の推進や、「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」の日本政府観光局（JNTO）サイトでの多言語発信等による周知を行う。
- ② 訪日外国人に対する入国前の民間医療保険の加入を含め、医療費不払発生抑止に向けた方策について

着実に検討を進める。

### (3) 不法滞在者ゼロプランの強力な推進

訪日外国人旅行者の大部分を占めているのは、「短期滞在」の在留資格で上陸許可を受けた者であるところ、2026年1月1日現在の我が国における不法残留者6万8,488人のうち、直前の在留資格が「短期滞在」であった者の数は、4万1,607人と約6割を占めていることから、不法滞在者対策を強力に推し進めなければ、訪日外国人旅行者数の増加に伴って不法残留者数が増加する懸念があり、観光客の受入れへの国民の理解を得られないと考えられる。この点、2025年5月に公表した「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」(不法滞在者ゼロプラン)は、2030年末までに退去強制が確定した外国人の数を2024年末の数から半減させることを目指すという当面の目標を掲げており、その目標を達成するため、電子渡航認証制度(JESTA)の2028年度中の導入に向けたシステム開発を速やかに実施するとともに、難民等認定申請の早期かつ迅速な処理体制を整備し、その体制強化に努め、退去強制が確定した外国人のうち、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律」(令和5年法律第56号)により、いわゆる送還停止効の例外として送還可能となった者や重大犯罪者等を中心に、計画的かつ確実に、護送官付き国費送還を強力に促進することで、新たな送還忌避者の発生を抑止することとしている。また、不法滞在者ゼロプランを強力に推進するために必要な体制の強化を図るとともに、従事する職員の研修・訓練を更に充実させるなど、訓練体制の整備を図っていく。

## 4 地域一体となった持続可能な観光地域づくりの推進

### (1) 地域住民と協働した観光振興の推進

過度の混雑やマナー違反等、観光が地域住民にもたらす影響への懸念に対しては、地域住民の参画の下、地域の関係者による協議に基づく計画策定や、その計画に基づく取組の実施を促進していく。また、地域住民に対して、観光の意義や効果を実感してもらえよう、地域住民向けの説明資料の作成や活用についても促進していく。

### (2) 観光の意義についての国民理解の増進

公益社団法人日本観光振興協会では、観光関係者等への取材を通じて、国内外の観光地域づくりの事例について季刊誌やウェブサイト等で紹介することで、観光の意義について国民理解の増進に取り組む。

### (3) 「日本版持続可能な観光ガイドライン」(JSTS-D)に基づく取組の促進

国際基準である観光指標の動向を注視しつつ、同指標を日本の風土や現状に適した内容にカスタマイズした「日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D<sup>5</sup>)」に基づく各地域の取組を促進していく。

### (4) 地球環境に配慮した観光の推進

- ① 地球環境に配慮した旅行には、カーボンニュートラルな交通手段の活用や、プラスチックごみ・食品ロスの削減等に取り組む宿泊施設の利用が重要であり、観光事業者の自発的な取組の推進と、観光旅行者を含めた普及啓発、認知度の向上を図る。
- ② 観光地域の環境保全と魅力向上のため、観光地域等で使用される商用車等について、電気自動車・燃料電池自動車等の次世代自動車の普及を促進する。

### (5) エコツーリズムの推進

- ① 「エコツーリズム推進法」及び2025年度に見直しを行ったエコツーリズム推進基本方針に基づき、エコツーリズムを普及・推進するため、エコツーリズム推進全体構想の認定地域等に係る広報や、認定地域間の情報交換、旅行代理店等との商談会等を支援する。また、自然資源を活用した上質なツーリズムを推進するため、地域のガイドやコーディネーター等を対象とした人材育成事業を実施する。
- ② 地域が実施するエコツーリズム推進体制の整備、自然観光資源を活用したプログラム開発等の取組を支援し、エコツーリズム推進全体構想の認定地域の増加に取り組む。

## 5 出入国に関する措置等の受入体制の確保

### (1) 円滑かつ適正な出入国及び通関等の環境整備等

- ① 空港での入国審査待ち時間20分以内を目指して、必要な施策を実施していく。また、訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、審査ブースの増設、施設の拡張等やCIQ<sup>6</sup>体制の整備を図る。さらに、2030年6,000万人に向けた今後の訪日外国人旅行者数の増加を見据え、関係省庁が連携して物的・人的体制の効果的な整備を進める。
- ② 航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス(事前確認)について、春節時期等に訪日需要が高まる台湾において引き続き実施する。

<sup>5</sup> Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations の略。

<sup>6</sup> 税関(Customs)、出入国管理(Immigration)、検疫(Quarantine)の総称。

- ③ 全国4空港において運用中の自動化ゲート（指紋認証ゲート）について、出入（帰）国者数の推移を見極めながら、2028年度中の導入を目指している JESTA を踏まえた上で、今後の在り方を検討する。
- ④ 全国7空港において運用中の顔認証ゲートについて、出入（帰）国者数の推移を見極めながら、認証精度の向上等により更なる効果的な運用を図る。
- ⑤ 今後の訪日外国人旅行者数の増加を見据え、観光が持つ経済社会への波及効果を損なうことなく、訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設、施設の拡張等及び CIQ 体制の整備を図る。また、訪日外国人旅行者数の実績も踏まえ、関係省庁が連携して物的・人的体制の効果的な整備を引き続き進める。
- ⑥ 共同キオスク<sup>7</sup>等の機器の効果을最大限に引き出すため、旅客の案内等に従事するイミグレーションアテンダントを効果的に配置するほか、顔認証技術といったデジタル技術を活用することにより、イミグレーションアテンダントによる誘導案内等を補完し、更なる効果的な誘導案内を実現する。
- ⑦ 水際対策の効率的な実施と旅客の利便性向上の観点から、Visit Japan Web を活用した「共同キオスク」を拡充する。
- ⑧ 共同キオスクでは、これまで税関・入管それぞれに提供していた旅券情報・顔写真（加えて外国人の入国手続では指紋）・申告情報を同時に提供することが可能となるため、税関・入管手続に係る重複する部分を解消して、時間の短縮化を実現する。
- ⑨ 出入国在留管理庁において、国内外の関係機関との情報連携の推進及び乗客予約記録（PNR：Passenger Name Record）に関する情報の収集を強化するとともに、更なる情報分析・活用的高度化を推進する。
- ⑩ 本邦渡航前の事前スクリーニングを強化する相互事前旅客情報システム（iAPI<sup>8</sup>）について、2024年8月に開始した試行的な運用に参加する航空会社を更に拡充すべく、各航空会社へ制度説明等を実施する。また、2028年度中の導入を目指している JESTA を効果的なものとするべく、同制度との連携を踏まえた同システムの改修を検討する。
- ⑪ 税関当局において、国内外の関係機関等との連携や、出入国旅客の事前旅客情報（API: Advance Passenger Information）や PNR といった情報の電子的な収集の強化を図るとともに、それらの情報を24時間体制で分析・活用する。
- ⑫ 今後の航空需要の増大に対応するため、多数の旅客に対し確実かつ効率的に検査を実施できるよう、保安検査員の処遇改善に関して支援するとともに、スマートレーン<sup>9</sup>等の先進的な検査機器の導入促進や保安検査の高度化に資する DX 技術等の活用を図るなど、保安検査の量的・質的向上に必要な取組を推進する。
- ⑬ 保安検査の実施主体や費用負担の在り方については、「空港における旅客の保安検査の実施主体の円滑な移行に向けた実務者検討会議」における中間とりまとめを踏まえ、空港ごとに具体的な検討を行い、保安検査の実施主体の移行を計画的に推進する。
- ⑭ ストレスフリーで快適な旅行環境の実現に向け、顔認証技術を活用した本人確認システムや自動手荷物預入機等の自動化機器の導入、自動運転技術の活用により旅客の搭乗手続の円滑化を実現し、チェックインカウンターの共用化等、空港内の旅客動線の整備を行うことで利用者の混雑・待ち時間を改善する FAST TRAVEL の取組を推進する。
- ⑮ 迅速な通関による旅客の利便性の向上と、厳格な税関検査の実施による国民の安心・安全の確保の両立を図るため、税関検査場電子申告ゲートの機能強化・増配備を進めるとともに、X線 CT スキャン検査装置等の効果的・効率的な取締・検査機器の配備・活用を行う。

## （2）査証業務の最適化と体制強化

訪日にあたって査証が必要な国・地域について、厳格な査証審査を確保しつつ円滑な査証手続を推進するため、業務の最適化と体制強化を図るとともに、査証審査に係る必要な物的・人的体制の整備に取り組む。また、査証のオンライン申請及び電子査証の交付について、2026年度においても、必要に応じて対象の拡大を検討していく。

### 第2節 地方誘客の推進による需要分散

#### 1 地方の観光地の魅力向上・地方誘客

##### （1）世界に誇る観光地形成に向けた観光地域づくり法人（DMO）の形成

<sup>7</sup> Visit Japan Web の2次元コードと旅券情報を読み取り、入管・税関手続に必要な情報の取得を同時に可能とする機器。

<sup>8</sup> Interactive Advance Passenger Information system の略。本邦に渡航予定の外国人が海外の空港においてチェックインした際、航空会社が取得した情報を出入国在留管理庁に送信し、その情報を基に搭乗前の事前スクリーニングを行うシステム。

<sup>9</sup> 自動で手荷物の仕分けや搬送が可能なレーンのこと。

- ① 観光地域づくり法人（DMO<sup>10</sup>）の体制整備・機能強化を図るため、「DMO 総合支援事業」により、外部専門人材の登用、中核人材の確保・育成の取組、安定的な財源確保及び人材育成に係る計画策定、DMO の観光地マネジメント強化等に資する業務 DX の取組を支援する。
- ② 観光地マネジメントの高度化に向けた実証を通じて、優良モデルとなる DMO を確立するとともに、持続的かつ国際競争力の高い観光地域づくりが全国で行われるよう、ほかの DMO に対し、その実証成果やマネジメント手法の横展開を行う。
- ③ 2025 年 3 月に改正した「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」の適切な運用により、真に地域に必要とされ持続可能な観光地域づくりを戦略的に実践する質の高い DMO の形成・確立を図る。また、更新時（3 年ごと）にその組織体制や取組状況を検証することにより、継続的な評価を行う。

## （2）地方誘客、地域周遊・長期滞在を促進するための中長期的な戦略に基づく取組の推進

- ① 広域連携 DMO が策定する中期的な目線に基づくより広域での戦略の下で、地方公共団体、都道府県 DMO<sup>11</sup>・地域 DMO<sup>12</sup>、観光地域づくりプラットフォーム、旅行会社等の民間事業者とも連携の上、各者が実施する調査・戦略策定、観光コンテンツ造成、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信・プロモーション等の取組に対して総合的に支援する。その際、2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）のレガシー等の活用についても促進する。
- ② 観光圏においては、観光地域づくりプラットフォームが中心となって地域の幅広い関係者の連携の上実施する、各観光圏が定める観光圏整備実施計画に位置づけられた各種取組を推進する。

## （3）戦略的な訪日プロモーションの実施

### a) 様々な国・地域への戦略的な訪日プロモーションの実施

- ① 持続可能な観光の実現に向けて、様々な国や地域からの訪日を促進し、インバウンド市場の多様化の流れを更に推し進めるため、訪日マーケティング戦略で設定した市場別・市場横断それぞれのターゲット層の特徴に応じ、国際情勢も踏まえつつ、データ分析に基づいたウェブサイト・SNS 等での効果的な情報発信、デジタル施策等における適切な媒体での広告、訪日旅行関連記事化促進を目的とした海外広報やメディア招請、訪日旅行商品造成や販売促進に資する旅行会社招請やセミナー・商談会、訪日旅行の予約促進のための航空会社・旅行会社との共同広告等の効果的な取組を実施する。
- ② 外務省と地方公共団体等との共催で、駐日外交団、外国商工会議所等に対し、各地方公共団体がそれぞれの特色・施策（産業、観光等）に関する情報を発信するセミナーを実施する。
- ③ 外務省と地方公共団体等との共催で、文化・産業・観光施設等の視察や地方公共団体首長との意見交換等を通じて多様な魅力を直接体験し、海外に発信してもらうことを目的とした駐日外交団による地方視察ツアーを実施する。
- ④ 外務大臣と地方公共団体の首長との共催で、駐日外交団等を飯倉公館に招き、地方の多様な魅力を国内外に発信する事業を実施する。
- ⑤ JNTO、在外公館、国際交流基金（JF）、及びその他関係各所が連携し、各国において伝統文化、ポップカルチャー、地方の魅力や和食等、様々な分野に関する事業を引き続き行うことにより、日本の多様な魅力を海外に積極的に発信し、諸外国の日本に対する興味・関心を醸成する。
- ⑥ JF ではオンラインも活用して、観光客誘致に向けた取組を効果的に継続実施し、訪日需要を喚起する。

### b) 欧米豪市場等の新規訪日層の開拓

訪日外国人旅行消費額の拡大等を図っていく上で、一人当たり旅行支出（消費単価）が高く、訪日未経験者の多い北欧を含む欧米豪市場や中東市場を中心として、訪日旅行需要を取り込んでいくことが重要である。特に、これらの市場で多くを占める「未訪日ながら訪日旅行に関心を持っている層」に対しては、統一のキャッチコピーやビジュアルを活用し、未訪日の訪日関心層向けのデジタル広告を実施する大規模なプロモーションを行う。

### c) アジア市場等のリピーター層の再訪日意欲喚起

- ① 訪日経験者が多い東アジア市場及びリピーターの拡大が進む東南アジア市場を中心として、地方の魅力をメディアや旅行博出展などを通じて発信するほか、商談会等を通じて地方への旅行商品造成を促す

<sup>10</sup> Destination Management/Marketing Organization の略。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔となる法人のこと。

<sup>11</sup> 単一都道府県の全域を対象とした観光地域において、マネジメントやマーケティング等を行うことにより観光地域づくりを行う組織。

<sup>12</sup> 単独の市区町村、又は複数の市区町村にまたがる区域を一体とした観光地域において、マネジメントやマーケティング等を行うことにより観光地域づくりを行う組織。

ことなどにより、リピーターを確保していく。

- ② 各市場のニーズを踏まえ、興味・関心が高いテーマについて、重点的に発信を行うとともに、航空会社等との共同広告事業等により地方部への誘客を着実に促進する。

#### d) 地域の魅力の海外発信

- ① JNTO は、地方公共団体や広域連携 DMO をはじめとする DMO が参加する各地域での研修会やコンサルティング等を実施するほか、インバウンド関係者向けのオンラインセミナーや「地域インバウンド促進ページ」を通じて、最新の市場動向や国内におけるインバウンド誘客に向けた取組等の紹介・共有を行い、地域のインバウンド誘致活動に対して支援する。また、地方公共団体や広域連携 DMO と連携し、地方誘客を図るプロモーションを実施する。
- ② 公益社団法人日本観光振興協会では、全国観光ポータルサイト「JAPAN 47 GO」英語版により各観光地の魅力ある情報の発信強化を行う。同サイトでは、手動翻訳と AI 翻訳を駆使し、訪日外国人旅行者に対して、地域の季節・イベント情報をはじめ、自然・歴史資源・観光施設等のスポット情報と体験型観光情報等の地域商品情報を発信する。

#### e) AI 等デジタル技術の活用

生成 AI を活用し情報検索や旅行選択を行うなどの新たな旅行者の行動変容に対応したプロモーションを行うため、より効果的な形態かつ生成 AI 検索に適した情報発信を強化する。また、SNS で旅の動機形成が進む現状を踏まえ、各プラットフォームのアルゴリズム等の分析に基づくコンテンツ開発・発信を強化する。

### (4) 大規模イベントを活用した情報発信

#### a) GREEN×EXPO 2027 (2027 年国際園芸博覧会) に向けた対外発信

- ① GREEN×EXPO 2027 (2027 年国際園芸博覧会) についての対外発信を強化するとともに、2027 年 3 月 19 日の開幕以降は、世界中から訪れる来場者に、我が国の優れた花き品種、生け花、盆栽、日本庭園等の伝統的な造園技術・園芸文化、日本各地の庭園や花の名所、自然資本をベースとした新たなグリーン社会の姿等に関する展示を通じて、我が国が誇る魅力を世界に発信し、訪日観光需要を喚起する。
- ② GREEN×EXPO 2027 (2027 年国際園芸博覧会) の開催を記念した特別仕様の図柄ナンバープレートについて、引き続きの普及促進活動を通じて、開催に向けた全国的な機運醸成を図る。また、より多くの地域が図柄ナンバープレートを活用できるよう、2026 年に新たな図柄ナンバープレート (地方版) の募集を開始する。

#### b) 大阪・関西万博等のレガシー活用

大阪・関西万博等の経験を踏まえ、今後実施される大型イベントに向け、海外メディアを通じた発信の在り方や情報発信基盤の強化に関する検討を進める。

### (5) 各分野と連携した情報発信

#### a) 大使・総領事の公邸等を活用した観光プロモーション等の推進

- ① JF の海外事務所において、JNTO と適宜連携の上、パンフレット配布や観光プロモーション動画放映等、訪日旅行を促すための様々な取組を実施する。
- ② 在外公館と地方公共団体等の共催で、在外公館施設を活用して、地方製品の販路拡大、インバウンド誘致等を目的に地方公共団体の魅力のプロモーションを実施する。
- ③ サンパウロ、ロンドン、ロサンゼルスに設置されたジャパン・ハウス各拠点において、日本の多様な魅力や様々な政策・取組をこれまで日本に関心の薄かった人々を含む幅広い層に対して発信することを通じて、インバウンド需要を促進する。

#### b) クールジャパンの海外展開

- ① 「新たなクールジャパン戦略」(令和 6 年 6 月 4 日知的財産戦略本部決定) で定めたクールジャパン関連産業の海外市場規模に関する進捗調査等、クールジャパン戦略の推進に必要な調査・検討を実施する。
- ② 独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO) 等と連携し、国内産業観光にも寄与する企業や地域の輸出産業に関する情報についてオンラインで海外発信するほか、クールジャパンの海外への発信や売り込み、政府間対話及び官民による国際的対話を通じた海外での事業環境整備を行う。
- ③ 伝統的工芸品の産地の風景や、工房で職人が制作する様子を撮影した動画を英語字幕付きで作成し、YouTube や展示会等での配信を通じて引き続き産地を PR し、伝統的工芸品の需要拡大と産地の更なる活性化につなげる。
- ④ 祭を核としたコンテンツ造成にあたっては、商品のプロモーション、磨き上げ及び販売チャネルの整備を一体的・継続的に進め、地方への訪日外国人旅行者の誘客効果を検証する。また、祭の系統に応じたコンテンツの磨き上げ手法の違いに関する研究を深め、実装に資する知見の蓄積を図る。

- ⑤ 「クールジャパン官民連携プラットフォーム」の運営等を行い、日本の魅力の発掘等に係る調査、最先端の動向を知る機会の提供、クールジャパンの担い手同士等の交流促進により、担い手の知見・人脈形成、連携共創につなげていく。
- ⑥ 株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）の出資を通じて、地域の観光資源等を生かしてインバウンド需要を喚起する事業を引き続き支援する。
- ⑦ 海外展開を前提とした製作支援や、タイにおける配信実証を通じて、ドラマなど放送コンテンツの海外展開を引き続き推進するとともに、これらの取組により日本の各地域の魅力を発信する。
- ⑧ 国家戦略特区において、関係地方公共団体からの提案に基づき、一定の要件を満たす場合に、クールジャパン・インバウンド分野の外国人材の受入れを可能とする特例について、提案の受付を引き続き行う。

#### c) 日本文化に関する情報の総合発信

- ① JF が実施する日本映画祭等、日本の映像作品を通じた日本理解の機会を創出する。
- ② 写真素材を活用した、観光促進にも資する日本紹介用 SNS 発信コンテンツ等の作成・発信をする。
- ③ 日本映画の多言語字幕制作支援、欧米等で開催されている国際映画祭への出品支援、海外映画祭見本市における展示施設「ジャパン・ブース」の設置・運営、東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国における、日本各地にちなんだ日本映画の上映イベント等を通じて、多様な作品の魅力を発信し、訪日外国人旅行者の増加に寄与する。
- ④ 訪日外国人旅行者が生活文化及び国民娯楽に親しみや関心を持ち、日本を再訪したいと思うような本格的な体験コンテンツ等を提供する団体等を支援する。
- ⑤ 日本・中国・韓国の3か国において、文化芸術による発展を目指す都市を選定し、その都市における現代の芸術文化や伝統文化、また多彩な生活文化に関連する文化芸術関連事業の実施や、3か国の「東アジア文化都市」間による文化芸術団体等の派遣・招へい等を通じた文化交流事業を実施する。

#### d) 日本食・日本食材等の海外への情報発信

- ① 訪日外国人旅行者に人気があるものの、輸出につながっていない日本産食品について、輸出を実現するための課題を明らかにし、課題の解決に向けた事業者のモデル的な取組を支援することで、インバウンドを起点とした食品の輸出を推進する。
- ② 日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）が運営する日本食ポータルサイト「Taste of Japan」に日本食・食文化やその背景となる国内産地や農山漁村の魅力を伝える情報・コンテンツを集積し、訪日外国人旅行者等に効果的に発信するための取組を実施する。
- ③ 2024年12月に「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを踏まえ、次世代への技術伝承及び世界的な認知度向上のため、訪日外国人旅行者向け対応を含む様々な普及啓発活動等に取り組むなど、日本産酒類の更なる魅力発信に取り組む。
- ④ 「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことも背景に、近年、和食を含む日本食が訪日外国人旅行者から高い人気を得ていることを踏まえ、日本の食文化の奥深さを知り得る機会を提供するため、新たに創設した「食の至宝」顕彰において、受賞者の功績の国内外への発信に取り組む。
- ⑤ 農泊地域において、インバウンドの食関連消費拡大を目指し、地域ならではの「食」を提供する団体等との連携体制を構築し、多様な「食」の洗い出しから高付加価値化の実現までに至る一体的な取組を支援する。
- ⑥ 多様な地域の食とそれを支える農林水産業、特徴のある景観や伝統文化等の魅力で訪日外国人旅行者を誘客する地域等を「SAVOR JAPAN」<sup>13</sup>に認定し、官民が連携して農山漁村の魅力を海外に一体的に発信する。また、専門家の派遣による認定地域の磨き上げ、認定地域関係者の知識習得・ネットワーク化を目的とした研修会・情報交換会等の開催、さらに、JNTO等と連携して日本食・日本食材等の魅力についての情報発信を効果的かつ一元的に取り組むことで、訪日外国人旅行者の誘客を強化する。
- ⑦ これまで日本食の喫食体験のなかった海外の消費者に対して、食品関連事業者が積極的かつ効果的に日本食の喫食体験を提供できるよう、海外での食関連コンテンツの配信拡大へ支援する。

#### e) 国際放送による情報発信の強化

「放送法」（昭和25年法律第132号）に基づきNHKにテレビ国際放送とその番組配信の実施を要請することにより、日本の文化・産業等の情報や魅力を世界に発信するとともに、国内外における周知広報、受信環境の整備・改善、放送番組の充実等の取組を推進する。

<sup>13</sup> 多様な地域の食とそれを支える農林水産業、伝統文化等の魅力で、訪日外国人旅行者を誘客する地域の取組を農林水産大臣が認定し、官民が連携して農山漁村の魅力を海外に一体的に発信する取組のこと。SAVORとは、「味わう、楽しむ」という意味の英単語。

#### f) 外国報道関係者の招へい等を通じた対外発信

外国メディア関係者の招へい、在京外国メディア向けプレスツアーを実施し、日本国内での取材を支援することにより、地方を含む日本の魅力の対外発信を促進する。

#### g) 情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供

- ① 英語表記の地図について、時点更新を行いつつ、引き続きウェブ地図「地理院地図」により配信する。また、英語表記の地図を、利用者の目的に合わせて道路名や地図記号等の地図情報を選択表示できる、利便性の高い情報として整備するための検討を行う。
- ② 文化遺産情報を総覧するポータルサイト「文化遺産オンライン」において、有形・無形の文化遺産の積極的な公開・活用を進める。
- ③ 全国各地の文化財について、外国人目線で作成する多言語解説や高精細画像・動画等のデジタルコンテンツを拡充し、JNTO のウェブサイト等から情報発信を行う。

## 2 地方誘客及び消費拡大に効果の高い観光コンテンツの充実

### (1) ハード・ソフト両面での地域の観光資源の磨き上げ

- ① 歴史的建造物などの「歴史」、四季や地域ごとに変化に富む豊かな「自然」、和食に代表される国際的な評価の高い「食」、伝統工芸品をはじめとした「文化」といった、多様な地域資源を活用し、インバウンドの「コト消費」につながるような観光コンテンツの造成や高付加価値化、効果的な情報発信、販路開拓等を一体的に支援する。
- ② 地域における体験の質や回遊性の向上に資する施設整備に対して支援することで、魅力的な観光まちづくりを進める。

### (2) 歴史資源の観光活用

#### a) 歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

2030 年度までに取組展開地域を 400 地域、面的展開地域を 100 地域にすることを目指し、地域の取組を引き続き支援する。個別の建築物の整備・活用に留まらず、歴史的建築物の面的な整備を進め、魅力的な観光まちづくりを推進する。

#### b) 歴史的風土に関する観光資源の保護、育成及び開発

- ① 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成 20 年法律第 40 号)(歴史まちづくり法)に基づき歴史的風致維持向上計画の作成を促進し、観光資源となる文化財を核とした良好な市街地の環境の維持・向上を図る。
- ② 「地域の観光資源充実のための環境整備事業」を通じて、歴史的資源を核としたエリア一帯の環境整備について、ハード・ソフトを一体的に支援する。
- ③ 重要な観光資源である古都をはじめとする歴史的風土の消失・質的低下を防止し、適切な保存・活用を図るほか、都市公園の整備にあたっては史跡や名勝、豊かな自然環境等地域の魅力ある観光資源を生かす取組を推進する。

### (3) 文化資源の観光活用

#### a) 文化資源の観光資源としての魅力の向上

- ① 旅行者が我が国の「たから」である文化財の魅力をも十分に感じられるよう、文化財の適切な周期による修理・整備や健全で美しい状態に回復するための美装化等を支援する。
- ② 訪日外国人旅行者を含め、全ての人にわかりやすい文化資源の解説作成や多言語化も支援する。また、修理現場の公開や修理機会を捉えた解説整備も引き続き支援する。
- ③ 文化資源の歴史的・文化的背景を理解しながら深く楽しむことのできる観光コンテンツの整備や、文化財をはじめとする建造物の宿泊施設等への改修を支援するとともに、こうした文化資源の活用を担う人材の育成・確保の取組を強化し、文化資源の高付加価値化を推進する。
- ④ 日本遺産全体の質の底上げ、ブランド力の強化を図るとともに、地域の文化資源としての磨き上げ等、日本遺産<sup>14</sup>を活用した取組を支援する。
- ⑤ 多彩な文化体験を提供可能な文化観光拠点地域の形成を促進するため、拠点地域の形成を主導する人材の確保・育成、文化体験の提供に必要な施設・設備の整備、及びデジタル技術の積極的な活用を引き続き支援する。

#### b) 博物館・美術館等の文化施設の充実

- ① 文化についての理解を深めることを目的とする観光を推進するとともに、国内外の旅行者がストレス

<sup>14</sup> 地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」に認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域活性化・観光振興を図るもの。

フリーで快適に旅行を満喫できる環境を整備するため、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（令和2年法律第18号）（文化観光推進法）に基づき、新規に計画を認定するとともに、認定地域等において、認定計画に基づく多言語対応、Wi-Fi・キャッシュレス環境整備、バリアフリー化等の文化観光拠点施設の機能強化に資する取組を引き続き支援する。

- ② 国立博物館等において、外国人目線に立った多言語対応やオンラインチケット販売経路拡大等のインバウンド誘客に資する環境整備等の充実に取り組み、それらの成果の共有に努める。また、キャッシュレス環境整備等の利便性向上に引き続き努める。
- ③ 障害の有無や年齢等にかかわらず、国立博物館・美術館が有する多様な文化資源の魅力にアクセスできるよう、障害者、子供、高齢者、外国人等を対象とした鑑賞支援や、ハンズオン、参加・体験型プログラム、オンライン配信を活用した講座やワークショップ等の教育普及事業の充実に取り組み。
- ④ 国立博物館等において、ニーズを踏まえた開館時間の柔軟な設定による快適な鑑賞環境の充実や、SNS等を活用した国内外への積極的な情報発信に取り組み。
- ⑤ 文化資源の魅力発信及び地方創生・観光振興に寄与することを目的として、国立博物館・美術館において、各地のミュージアムへの収蔵品の貸与や文化財の保存・活用に関する助言・協力に取り組み。
- ⑥ 文化財等情報資源のデジタル化・データベース化の促進に取り組みとともに、文化財や美術品が持つ魅力の情報発信により、博物館等に来訪できない人も含め、場所や時間にとらわれず文化に触れる機会を提供し、文化芸術に対する社会的な理解促進に寄与する。
- ⑦ 国宝・重要文化財の公開活用を促進するため、地域の博物館のシンボルとなる所蔵品の常設展示を行う取組への支援や、博物館等が所有する地域ゆかりの文化遺産を「いつ来ても見られる」ようにするための高精細レプリカやDXコンテンツを活用した展示機能の整備を支援する。

#### c) 国際的な芸術祭の活用

地方公共団体が主体となって実施する、芸術祭等の地域の文化芸術資源を活用したインバウンド向けに効果の高い文化芸術事業を支援する。あわせて、採択団体に対して観光分野等の専門家による伴走型支援を実施する。また、日本映画の国際競争力の向上、日本文化の発信等を目的に、国内で開催される国際発信力のある国際映画祭を支援し、世界からの地方誘客に寄与する。

#### d) 舞台芸術の振興、情報発信等

- ① 劇場・音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発等を支援するとともに、障害者や外国人が文化芸術に触れられる環境整備のためのバリアフリー・多言語対応の取組を支援する。また、地方の劇場・音楽堂等と優れた芸術団体とが協働し、芸術団体の中長期的な活動基盤を形成する取組を支援する。
- ② 歌舞伎や文楽、能楽等の伝統的な芸能及び国際的に比肩し得る高い水準のオペラ、バレエ、演劇、オーケストラ等の現代舞台芸術を観光資源として広く提供するため、トップレベルの芸術団体が取り組む創造発信等を引き続き支援する。

#### e) 芸術の観光への活用を推進する人材の育成

- ① 芸術団体や大学による、我が国の芸術界の将来を担う新進芸術家等が技術を磨いていくために必要な舞台公演等の実践の機会や、広い視野、見聞及び知識を身に付ける場の提供等、人材育成に資する取組を引き続き支援する。
- ② 「メディア芸術クリエイター育成支援事業」や「アニメーション等人材育成事業」により、メディア芸術を担う人材の育成を引き続き推進する。
- ③ 「若手映画作家等の育成事業」により、若手映画作家等に本格的な映画製作に必要な技術・知識の習得・実践の機会を集中的に設けるとともに、学生等にインターンシップとして映画製作現場での実践的な実習等の機会を提供することで、人材の育成を引き続き推進する。

#### f) コンテンツ分野の人材育成

クリエイター支援基金を活用した事業を引き続き推進するとともに、新たに、産学官が連携して、今後更なる成長が期待できるマンガ分野をはじめとしたコンテンツの海外発信基盤の構築や、そのための人材育成、対価還元に向けた環境構築等の総合的な取組を推進する。

#### g) エンタメ・コンテンツ産業への戦略的支援

- ① ロケ撮影等の誘致は訪日外国人旅行者の誘因となる聖地を生み出すことから諸外国に遜色ない水準で支援する。具体的には、海外スタジオの下、日本の制作事業者が行う国内でのロケ撮影やポストプロダクションにおけるVFX等の高度な編集作業を支援する。
- ② クリエイターやそれを支える人材を含めたスタートアップ等が新たに高品質なコンテンツの製作・開発を行う事業の後押しを行う。あわせて、継続的に新規IPを創出するため、コンテンツ製作・開発に取

り組んできた事業者が、新たにコンテンツの初期段階の製作・開発や社内ベンチャー等を通じた新規事業としての製作・開発に取り組む事業を支援する。

- ③ コンテンツの高品質化、革新的なコンテンツの製作、又はコンテンツ製作の生産性向上に資する AI や XR、ブロックチェーンといった高度な技術を活用した開発プラットフォームを構築するために支援するとともに、研究開発力の強化に向け税制措置の活用も促す。
- ④ 事業構造改革と一体で、将来的に世界的な大ヒットを狙えるコンテンツ製作・開発事業者による海外向け大規模作品の製作・開発を支援するとともに、資金調達環境整備を進める。
- ⑤ 海外向けコンテンツ・海外ファン両者の迅速な拡大や、流通プラットフォーム間の相互連携の支援を通じて競争力を高めることで、日本の流通プラットフォームの国際的な流通網を確保し、世界展開を行う日本発コンテンツが収益をあげて再投資できる好循環を生み出す環境整備を進める。
- ⑥ デジタルコンテンツ・グッズ類等の海賊版対策を進めながら、外国ユーザーのファンの拡大に向けたプロモーションや海外向けコンテンツの供給量等の拡大に向けたローカライズをはじめとした海外展開を支援する。

#### h) アニメやマンガ、映画等のコンテンツを活用した観光の推進

- ① アニメやマンガ等のコンテンツを起点とする経済波及効果の大きい地域一体となった官民連携の取組をコンテンツ地方創生拠点として選定するなどにより、クールジャパンを活用した地方創生の取組を加速させる。
- ② アニメ、マンガ等のコンテンツを活用した観光コンテンツの造成や効果的な情報発信、販路開拓等を総合的に支援する。
- ③ ロケ誘致による経済・社会的効果を効果的に実現するため、地域内の関係機関の連携強化による情報発信や許認可円滑化、インセンティブ付与を推進する。

#### i) 日本博の推進

- ① 海外に高い訴求力を有するアニメ・マンガ等の活用や、多様な領域の掛け合わせ、ナイトカルチャーの充実等により新たな価値創出を進め、最高峰の文化資源の多面的魅力を発信する。
- ② 旅行商談会への出展、OTA<sup>15</sup>への掲載など海外マーケティングを抜本的に強化し、インバウンド需要に的確に応え、地方への誘客・周遊、滞在の長期化等を図る。

#### j) 世界遺産の推薦及び保存・活用

「飛鳥・藤原の宮都」の 2026 年の世界遺産委員会における登録可否の審議に向けた取組や、世界遺産への推薦に向けた取組を行う。また、登録された文化遺産については、旅行者の急増に対応した適切な保存の取組だけでなく、世界遺産のブランド力等を活用した地域活性化の取組に対しても支援する。

#### k) アイヌ文化の魅力の発信

- ① 日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるアイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に向け、アイヌ文化の復興等の拠点である民族共生象徴空間（ウポポイ）について、2024 年 7 月策定の「民族共生象徴空間（ウポポイ）の充実強化について」等を推進するとともに、訪日外国人旅行者の誘客強化、教育旅行の誘致の強化、園内コンテンツの充実等を図っていくことによって、より多くの人々にウポポイに足を運んでもらい、アイヌ語やアイヌの人々において継承されてきた生活様式、音楽、舞踊、工芸等の自然と共生してきたアイヌ文化の魅力に触れてもらうことで、アイヌ文化の復興等の動きを拡大する好循環の確立を図っていく。
- ② アイヌ政策推進交付金を通じて、文化振興や福祉施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた市町村の取組を支援する。

### (4) 自然資源の観光活用

#### a) アドベンチャーツーリズムの推進

自然・文化・アクティビティの構成要素を通じて日本の本質を深く体験できるアドベンチャーツーリズム<sup>16</sup>の推進のため、アドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道・日本（ATWS2023）の成果も踏まえ、自然・文化等の地域資源を生かした観光コンテンツの造成・磨き上げや販路拡大、情報発信、受入体制強化、ガイドの確保・育成等を支援する。

#### b) 国立公園等の魅力向上とブランド化

- ① 「国立公園満喫プロジェクト」において、「ステップアッププログラム 2030」等に基づき、民間事業者等の多様な主体と連携し、国立公園に国内外の利用者を呼び込み、保護と利用の好循環を形成するための取組を実施する。

<sup>15</sup> Online Travel Agent の略。インターネット上で取引を行う旅行会社のこと。

<sup>16</sup> 自然・文化・アクティビティの構成要素を通じて日本の本質を深く体験できるもの。

- ② 国立公園の美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光を推進するため、「国立公園における滞在体験の魅力向上のための先端モデル事業」<sup>17</sup>を実施している十和田八幡平国立公園（十和田湖地域）、中部山岳国立公園（南部地域）、大山隠岐国立公園（大山蒜山地域）、やんばる国立公園の4つの国立公園において、引き続き地域の関係者等と連携し、民間提案を取り入れつつ、事業推進体制の構築や利用拠点におけるマスタープランの策定等の取組を進める。あわせて、この事業で得た知見を踏まえ、2031年までに全国の国立公園において、地域の理解と環境保全を前提に民間活用による魅力向上の取組を進める。
- ③ 十和田八幡平国立公園において景観を阻害する廃屋の撤去等を含めた利用拠点の改善を図るとともに、支笏洞爺国立公園や中部山岳国立公園においてビジターセンターや展望台の再整備・機能拡充を図るほか、知床国立公園や瀬戸内海国立公園において案内板等の多言語解説やデジタル展示の充実等に取り組む。
- ④ アドベンチャートラベル等、魅力的な自然体験アクティビティの充実や質の向上等を通じて受入環境を整備する。
- ⑤ ウェブサイト、SNS、スタンプラリー、海外メディア、旅行博等の機会を活用し、国立公園の魅力や自然体験アクティビティ等を紹介するなど、国立公園の利用を促進する。
- ⑥ JNTO グローバルサイト内に構築した国立公園ウェブサイトを活用して、デジタルマーケティング手法等によるサイト利用傾向等の分析結果を踏まえた海外への情報発信をするため、訪日外国人旅行者に対して訴求力の高いトピックスの特集記事や魅力的な自然体験アクティビティ等の充実、ウェブサイトの機能性の向上を促進する。

#### c) 国民公園の魅力向上・創出

- ① 国民公園の一層の魅力向上に向け、新宿御苑においては、日本館御殿の復元的整備・公開（コンシェルジュやガイド機能の実装、体験コンテンツの提供を含む。）、開園時間の延長、入園料のキャッシュレス化、民間イベントでの活用、最新技術を活用した皇室庭園としての歴史・文化の発信、コワーキングスペースの運営等に取り組む。
- ② 皇居外苑においては、苑内の文化財・歴史資源を活用したライトアップを行うにあたり、文化財である石垣の修復に着手するとともに、民間活力を生かした行事・イベント等の実証を通じて魅力創出を図る。
- ③ 京都御苑においては、公家の暮らしを文化資源としてデジタル手法により紹介するとともに、公家文化の体験機会を提供する。また、激しく変化する近年の天候に対応するため、受入環境整備に向けた検討を進める。

#### d) エコツーリズムの推進

【再掲】第Ⅲ部第1章第1節4（5）

#### e) 農泊の推進を通じた滞在型農山漁村の確立・発展

農山漁村の所得向上と関係人口<sup>18</sup>の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を利用した滞在施設の整備等を一体的に支援するとともに、農泊を実施した地域が地域ならではの「食」を提供する団体等と連携し、我が国の食文化への関心を有する訪日外国人旅行者による食関連消費の拡大を目指して「食」に特化した高付加価値なコンテンツを造成する取組等を支援する。

#### f) 温泉の観光活用

- ① 温泉と周辺の観光資源を含めた観光活用を推進するとともに、2026年3月に「温泉文化」のユネスコ無形文化遺産への登録に向けた提案書がユネスコ事務局に提出されたことを契機として、我が国の温泉の国際的な認知度向上に向け、JNTOを通じた温泉に係る国内外への情報発信等に取り組む。
- ② 「新・湯治」を推進するため、温泉地全体で得られる療養効果の把握及び情報発信等に取り組む。

### (5) 食の観光活用

#### a) ガストロノミーツーリズムの推進

- ① 地域の様々な産業等への波及効果が期待できるガストロノミーツーリズムを推進し、地方誘客や消費拡大、持続可能な観光地域づくりを促進するため、幅広い連携による地域の食文化を体感できる質の高いガストロノミーを基軸とした観光コンテンツの造成や販路開拓等を支援する。
- ② 特色ある食文化の継承・振興に取り組む地方公共団体等に対して、文化財登録等に向けた調査研究や

<sup>17</sup> 環境省「宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上に向けた取組方針」（2023年6月公表）に基づき、有識者等を含む専門委員会の意見も踏まえつつ、将来的な他地域への展開も見据え、環境省が2023年8月に選定。

<sup>18</sup> 移住や観光でもなく、単なる帰省でもない、日常生活圏や通勤圏以外の特定の地域と継続的かつ多様な関わりを持つ人々。

地域での保護継承、文化的価値をわかりやすく伝える「食文化ストーリー」の構築等を支援し、食文化の魅力発信等を推進する。

#### b) 酒蔵ツーリズムの推進

インバウンドによる海外需要の拡大を目的とし、酒蔵自体の観光資源化や、酒類事業者、観光事業者、交通機関、地方公共団体等が連携して、国内における酒蔵やワイナリー、ブルワリー等を巡って楽しむことのできる周遊・滞在型観光「酒蔵ツーリズム」を引き続き推進し、日本産酒類の認知度向上等を図る。

### (6) スポーツの観光活用

#### a) スポーツツーリズムの推進

- ① 国内旅行需要の喚起や、スポーツへの志向性の高い訪日外国人旅行者の訪日促進を図るため、継続的な合宿・キャンプの誘致や、スポーツを活用し、まちづくりと連携したスポーツコンプレックス<sup>19</sup>の推進、スポーツと自然や文化芸術等の地域資源を融合させたスポーツツーリズムコンテンツの創出、スポーツホスピタリティの提供等によるスポーツ観戦機会の高付加価値化に取り組む。
- ② スポーツによるまちづくりを推進する担い手となる地域スポーツコミッション<sup>20</sup>の質の向上（経営の安定化や運営を担う人材の育成・確保等）を支援する。
- ③ 地域の魅力を体験できるスポーツツーリズムやアドベンチャーツーリズムの情報を、JNTOを通じて海外へ発信する。
- ④ アドベンチャーツーリズム特設サイトの記事拡充を進めるとともに、デジタル広告によって流入促進を行う。
- ⑤ 「スポーツ庁、文化庁及び観光庁の包括的連携協定」に基づき、スポーツや文化芸術といった地域の魅力と観光との連携の強化を図り、「スポーツ文化ツーリズムアワード」等を通じた我が国の魅力の国内外への情報発信を通じて、訪日外国人旅行者の増加や国内観光の活性化につなげるとともに、2026年の第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）や第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）をはじめとした大規模な国際スポーツ大会の円滑な実施や大会を通じたインバウンド需要の拡大を支援する。

#### b) サイクルツーリズムの推進

- ① 官民が連携した誰にでも安全で快適な走行環境の整備や、サイクルトレインの拡大等によるサイクリストの受入環境の整備等により、ナショナルサイクルルートをはじめとする世界に誇るサイクリング環境を創出するとともに、同環境について国内外へPR等を実施することや、各都道府県警察、道路管理者、観光関係者を含む関係機関・団体等におけるウェブサイト等の各種媒体を通じた訪日外国人旅行者等に対する自転車の通行ルール等の交通安全に関する情報の発信を図ることにより、自転車に乗ることそのものを楽しむサイクルツーリズムを推進する。
- ② シェアサイクルの導入・拡充や、サイクルトレイン等の自転車と公共交通との連携により、観光の足としての自転車の利用を推進し、観光地における移動範囲を拡大することで、地域資源を活用した観光地域づくりに貢献する。

#### c) 国際競争力の高いスノーリゾートの形成

- ① スキー・スノーボードを楽しむ訪日外国人旅行者が増加する中、国際競争力の高いスノーリゾートの形成を促進し、インバウンド需要を取り込む必要がある。このため、多様化するニーズを踏まえ、スキー場の魅力向上や地域への事業効果の波及に資する取組等を支援する。
- ② スキー人口が急増しているアジア市場及び日本のパウダースノーへの興味・関心の高い欧米豪市場において、メディアと連携しスノーツーリズムに特化したプロモーションを実施するとともに、商談会やBtoC旅行博への参加を通じて、スノーアクティビティ及びウィンタースポーツに関するプロモーションを実施する。

### (7) 迎賓館・皇居三の丸尚蔵館等の歴史や伝統にあふれる公的施設の公開・開放

- ① 接遇等に支障のない範囲で、通年での一般公開を実施するとともに、更なる魅力向上のため、夜間公開等の特別企画を計画的に実施する。また、ユニークベニュー<sup>21</sup>としての活用を図る「特別開館」を実施することで、我が国の歴史及び文化並びに迎賓館の魅力を内外に発信し、これらに対する理解の促進

<sup>19</sup> 地域外との交流拡大にも資するよう、まちづくりとしてスタジアム・アリーナとほかの施設やインフラ等を総合的・複合的に整備・活用する考え方。

<sup>20</sup> スポーツと自然・文化等の地域資源を掛け合わせ戦略的に活用することで、まちづくりや地域活性化につなげる取組を推進する、地方公共団体やスポーツ団体、民間企業等が一体となったネットワーク組織のこと。

<sup>21</sup> 「博物館・美術館」「歴史的建造物」「神社仏閣」「城郭」「屋外空間（庭園・公園、商店街、公道等）」等において、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場のこと。

を図る。

- ② 皇居をはじめとする皇室関連施設の積極的な公開を引き続き行うとともに、皇居三の丸尚蔵館について、整備・建替えを行い、美術品等の公開に向けたメンテナンスや映像コンテンツ制作を実施する。
- ③ 皇居東御苑について、大手休憩所（仮称）を皇居三の丸尚蔵館の全館開館時期（2026年秋予定）に合わせて整備し、同館来館者を含む皇居東御苑来訪者全体のアメニティ向上等を図る。

## **(8) その他の観光資源の活用**

### **a) 医療や健康増進と連携した観光の推進**

インバウンド需要の拡大に向け、日本の高度な医療技術と地域固有の観光資源を組み合わせた滞在プランの造成並びに地域及び医療機関での受入体制の構築を推進するため、地域での実証事例等を踏まえて、医療機関や観光事業者等向けの手引書を作成する。

### **b) インフラツーリズムの推進**

インフラを観光資源として積極的に活用し、地域や民間と連携したインフラツーリズムに育て、展開していく方策を検討する。また、インフラツーリズムポータルサイトを機能強化するなどして、身近にあるインフラの魅力などのより一層の情報発信に努める。

### **c) ローカル鉄道の魅力向上による地方誘客推進**

インバウンドの地方誘客を推進するため、ローカル鉄道を「地域の足」「観光の足」として持続可能性を高めるとともに、地元の食材や沿線風景を楽しむ列車など、ローカル鉄道を観光資源そのものとして活用した地域ぐるみでの取組を支援する。

### **d) 外国人旅行者向け消費税免税店の拡大等によるショッピングツーリズムの推進**

- ① 2026年11月より「リファンド方式」に移行する外国人旅行者向け消費税免税制度の円滑な施行のため、旅マエ・旅ナカ・出国前の3段階で周知広報を行う。
- ② 同方式への移行と併せ、免税手続の委託範囲が緩和されることを踏まえ、地域が主体となった免税に係る面的な取組を支援することにより、地域の商店街や物産店等における制度活用を促進し、地方部の免税店の増加や消費拡大に取り組む。

### **e) デジタルノマドの誘客促進**

国際的なリモートワーカー（「デジタルノマド」）の誘客を促進する観点から、デジタルノマドに訴求する観光コンテンツ造成や長期滞在に適した受入環境整備等、デジタルノマドの誘客に関する先進的なモデル実証を実施するほか、デジタルノマドの誘客に必要な環境・体制整備を支援する。

### **f) 離島地域等における観光振興**

- ① 離島の振興を図るため、離島の二地域居住や定住促進につながる取組、情報発信、関係人口創出、企業誘致の取組等を離島活性化交付金により支援する。
- ② 「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」により、旅行者の滞在を延ばす効果が期待される魅力的な滞在プラン、企画乗船券・航空券又は旅行商品の企画、開発、普及等を図る取組への支援を強化する。多様なニーズに対応するため、特に分散型ホテルによる宿泊環境整備、インバウンド誘客促進、長期滞在型商品の推進を引き続き支援する。
- ③ 沖縄におけるクルーズ船受入れのための係留施設等の整備を引き続き推進する。また、沖縄の美しい自然及び文化を生かし、訪日外国人旅行者の受入体制強化や独自の観光メニューの提供への支援等、「沖縄振興特別推進交付金」や「沖縄北部連携促進特別振興事業費」、「新たな沖縄観光サービス創出支援事業」等を通じた沖縄観光の強化を図るとともに、「魅せる沿道景観」の整備を引き続き推進する。
- ④ 半島地域では、地域の特性を生かしながら、地方公共団体やNPO等の多様な主体が連携して広域的に実施する交流促進、産業振興等の取組を支援する。
- ⑤ 豪雪地帯対策基本計画に基づき、雪に親しむことをテーマに豪雪地帯で実施した雪まつりや冬季スポーツ教室等の交流活動状況について実態を把握し、関係自治体に情報提供を行う。
- ⑥ 北方領土隣接地域において、豊かな地域資源を生かした体験型・滞在型観光及び広域観光の推進を図るとともに、交流・関係人口の創出・拡大に取り組む。また、北方領土の情報及び北方領土隣接地域の魅力等をSNS等の各種媒体を通じて発信することで、北方領土隣接地域への訪問者の拡大を図るとともに、特に若い世代の関心を喚起する観点から教育旅行の誘致を促進する。さらに、北方領土に関する効果的な啓発の在り方を検討するため、北方領土隣接地域における地域一体となった啓発促進策についての調査研究を引き続き行うとともに、北方領土館の建て替えに向けた基本構想等の策定を行う。

## **3 高付加価値旅行者の誘客促進**

消費単価の高い高付加価値旅行者の誘致促進に取り組むモデル観光地に対して、各地域のマスタープランに基づくコンテンツの磨き上げや、宿泊施設、移動手段、ガイド等の受入環境整備等の取組を支援

するとともに、JNTO と連携し、販路形成、情報発信の強化等に引き続き取り組む。

#### 4 MICE 誘致・開催

##### (1) ポストコロナの時代における MICE 誘致・開催の意義の発信

MICE<sup>22</sup>はオンラインでの開催も併用される一方で、人々が対面で集まる意義や価値の再評価により、世界的に実地開催への回帰が進んでいる状況を踏まえ、MICE 開催による総消費額及び経済波及効果の算出を実施するとともに、大阪・関西地域を含む MICE におけるレガシー効果について調査する。

##### (2) 政府一体となった MICE 誘致・開催

GREEN×EXPO 2027（2027 年国際園芸博覧会）等の開催の機会も捉え、我が国への MICE 開催地としての注目が一層高まるよう、各種国際会議を積極的に再開・開催するとともに、関係大臣による誘致・招請レター発出等、政府一体となった MICE 誘致・開催支援を進める。

##### (3) MICE 開催地としての地域の魅力向上・発信

MICE 開催地としての各地域の魅力向上に向け、各地域の強みや長期戦略に基づくコンベンションビューロー<sup>23</sup>等と地域のステークホルダーの連携による、ユニークベニューの活用促進への取組や、地域の産業や知的資産等を活用したコンテンツ開発等への支援を実施する。

##### (4) 日本政府観光局等による MICE 誘致活動の強化

- ① JNTO において、東アジア及び東南アジア市場において現地のインセンティブ旅行を取り扱う有力な旅行会社等と日本側コンベンションビューロー、ホテル等を集めたインセンティブ商談会を開催する。また、欧米及びアジア市場からインセンティブ旅行を取り扱う旅行会社を招請し、日本各地での視察を引き続き実施する。
- ② JNTO は、オンライン広告やウェブサイト、SNS 等を活用し、引き続き日本で開催された国際会議のケーススタディやインセンティブ旅行向けモデルルート、日本のサステナビリティの取組等の情報を発信する。
- ③ JNTO は、国際的に有力な MICE 主催者との関係を強化し、MICE デスティネーションとしての日本のプレゼンスを向上させる観点から、国際 PCO<sup>24</sup> 協会 (IAPCO) とのデスティネーション・パートナーシップ協定を更新し、IAPCO のネットワークを活用した情報発信や人材育成プログラムにおける連携を引き続き行う。また、国際会議協会 (ICCA)、MPI<sup>25</sup> 等、MICE 国際団体のネットワークを活用し、情報収集を行う。
- ④ JNTO は、引き続きデータ連携システムを活用し、オンライン及びオフラインのマーケティング活動により収集・蓄積した各種データを組織内に適時共有するとともに、ウェブサイトとの連携を行い、新たな国際会議やインセンティブ旅行のセールス情報の獲得等、MICE 誘致力の強化を図る。

##### (5) MICE 誘致の国際競争力の向上のための基盤整備

- ① JNTO は、引き続き、大学及び学会・協会へのセールスアプローチを積極的に実施し、JNTO 及びコンベンションビューローの支援スキームの情報発信を行うとともに、JNTO の活動の認知度向上を図る。また、MICE アンバサダー・地域の拠点大学・研究機関等との連携を強化し潜在的な国際会議の発掘に努め、国際会議誘致・開催件数の拡大を図る。
- ② 共同主催国際会議の募集に関する周知や講演会の共同開催等で構築してきた日本学術会議及び JNTO との協力体制をより一層深め、学術研究に関する大規模で重要な国際会議の招致・開催に向けた取組を促進する。
- ③ JNTO は、体系的な人材育成プログラムの内容の充実を図り、MICE 業界における基礎知識からサステナビリティやデジタルリテラシー等の最新トレンドまで実践的な知識やノウハウを習得し、グローバルに対応できる専門人材の育成に取り組む。また、国際会議主催者やコンベンションビューローの国際会議誘致活動等に対し、効果的な提案書の作成やプレゼンテーションに係るコンサルティング等の支援を引き続き強化する。
- ④ MICE 施設への PFI<sup>26</sup>・コンセッション方式導入を促進するため、地方公共団体に専門家を派遣した導入可能性調査や、MICE 施設運営に関わる民間サウンディングを容易にするプラットフォームを運用する。

<sup>22</sup> 企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称。

<sup>23</sup> 国際会議をはじめとした MICE の誘致を支援する組織のこと。

<sup>24</sup> Professional Congress Organizer の略。会議運営サービス会社のこと。

<sup>25</sup> Meeting Professionals International の略。MICE 専門家が加盟する国際非営利団体のこと。

<sup>26</sup> Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

⑤ MICE 施設における新たな国際 MICE 開催ニーズへの対応、更なる魅力向上のための新規投資と効果的なプロモーションに取り組むための DX 対応等の強化、多言語ウェブサイト等の整備に係る受入環境整備や、コンベンションビューロー等における海外 MICE 見本市出展をはじめとした海外リード開発等を支援する。

⑥ 展示会入場者数等については、業界団体が主体となって実態把握を継続しているところ、その情報の透明性や信頼性の向上に向け、業界団体との連携を継続する。

#### (6) 民間都市開発プロジェクトの促進支援

① 「都市再生特別措置法」(平成 14 年法律第 22 号)に基づき国土交通大臣が認定する優良な都市開発プロジェクト等に対し、金融支援や税制上の特例措置を講じることで、国際水準のホテルや MICE 施設等を含む都市の国際競争力の強化に資するプロジェクトの促進を図る。

② 税制上の特例措置については、令和 8 年度税制改正において、一定の基準を満たす MICE 施設等を固定資産税・都市計画税の特例措置の対象に加え、都市の国際競争力の強化を更に推進する。

#### (7) 国際仲裁の活用による訪日促進

国際イベントの積極的開催や国内外への広報活動等を通じて、クロスボーダー取引をめぐる紛争解決拠点としての日本の魅力を引き続き広報することにより、海外から多くの仲裁人・仲裁代理人等の関係者を日本に呼び込む。

#### (8) IR 整備の推進

① 統合型リゾート(IR)について、カジノに対する様々な懸念に万全の対策を講じつつ、日本の MICE ビジネスの国際競争力の向上、魅力ある滞在型観光の促進、国内各地の魅力発信や国内各地への送客に資する施設が整備されるよう、「特定複合観光施設区域整備法」(平成 30 年法律第 80 号)に基づき、その整備に必要な施策を推進する。

② 2023 年 4 月に区域整備計画を認定した大阪については、同計画の実施状況の評価や事業者からカジノ事業の免許の申請がなされた場合における厳正な審査等、所要の進めを進める。

③ 2027 年 5 月 6 日から同年 11 月 5 日まで新たな区域整備計画の認定申請を受け付けることとしており、各地方公共団体の検討状況等を注視していく。

### 5 地方部への交通ネットワークの機能強化

#### (1) 快適な旅を実現する環境の整備

① 新幹線、高規格道路、国内航空等の高速交通網を活用し、三大都市圏をはじめとする大都市圏と地方、また、地方と地方をつなぎ、快適な旅を実現する環境を整備し、訪日外国人旅行者も含め地方への流れを創出する。

② バスタプロジェクト<sup>27</sup>の全国展開をより一層推進する。その際、民間ノウハウを活用しつつ効率的に整備・運営するため、官民連携での整備・運営管理を可能とするコンセッション制度等を活用しつつ、多様な交通モード間の接続を強化し、MaaS 等の新たなモビリティサービスにも対応可能な施設とする。

③ 観光地と連携した道路案内標識の改善によるわかりやすい道案内を引き続き推進する。

#### (2) 航空ネットワークの強化

① 地方創生や観光立国の実現に不可欠な航空ネットワークの維持・活性化に向けて、需要回復後の成長投資を下支えする観点等から、引き続き航空会社への公租公課の軽減等を実施する。

② 国内航空の構造改革について、2026 年春頃に「国内航空のあり方に関する有識者会議」での議論をとりまとめ、その結果を踏まえて必要な施策の検討・実施を進め、国内航空ネットワークの維持を図る。

③ インバウンドの地方路線の利用促進のため、JNTO を通じて、本邦航空会社との共同プロモーション等を実施する。航空会社の復便や新規就航促進・増便に向け、地方空港や地方公共団体と連携しながら、航空路線関連のイベント等において積極的に働きかける。航空会社等と連携した広告等の事業を通じて、地方誘客を図り販売促進プロモーションを行う。あわせて、インバウンドのより一層の地方誘客実現に向けて国内航空ネットワークの活用を促進する。

④ 増大する航空需要を取り込み、国際競争力の向上を目指すため、成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港、福岡空港等の主要空港に加え、地方空港も含む全国の空港について、我が国との往来の増加が見込まれる国・地域との間で、戦略的かつ積極的にオープンスカイ<sup>28</sup>を推進する。

⑤ ASEAN との地域的な航空協定について、引き続き協議を行っていく。また、持続可能な航空燃料(SAF)の導入や空港の再エネの導入を含む航空の脱炭素化を推進する。

⑥ 地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設、施設の拡張等や CIQ

<sup>27</sup> 鉄道やバス、タクシー等、多様な交通モードがつながる集約型の公共交通ターミナルを、官民連携で整備するプロジェクト。

<sup>28</sup> 二国間での国際航空輸送における企業数、路線及び便数に係る制限を相互に撤廃する航空自由化。

体制の整備を図り、2030年6,000万人に向けた今後の訪日外国人旅行者数の増加を見据え、関係省庁が連携して物的・人的体制の効果的な整備を進める。

- ⑦ 航空機の運航に不可欠な空港業務（グランドハンドリング・保安検査）について、増加するインバウンド需要に適切に対応し、空港機能が持続可能な形で維持・発展できるよう、人材確保・育成、処遇改善等の取組や、空港業務DXによる省力化・効率化といった生産性向上の取組により体制の強化を図り、空港の受入環境整備を推進する。また、2025年に東京国際空港（羽田空港）及び成田国際空港で実用化した、空港制限区域内における自動運転レベル4について、共通インフラ及び運用ルールの改良・改善に向けたレビューを実施するとともに、それらを踏まえ、国内空港への導入展開に向けた検討を推進する。
- ⑧ ビジネス需要や高付加価値旅行者の観光需要等に応えるべく、引き続き、ビジネスジェットに係る諸手続の改善、ビジネスジェット専用動線整備等、ビジネスジェットの利用環境の改善を図る。

### （3）空港機能の抜本的強化等

- ① 急増する航空需要に的確に対応し、政府目標である2030年訪日外国人旅行者数6,000万人達成を可能とするための受入環境を整備するため、国際観光旅客税も活用し、空港ターミナルの機能強化や空港アクセスの改善等に取り組む。
- ② 今後増加するインバウンドの受入能力向上のため、首都圏空港における年間発着容量約100万回を目標とするとともに、アジアの主要空港の動向を踏まえながら、更なる競争力強化に取り組む。
- ③ 成田国際空港においては、地域との共生・共栄の考え方の下、B滑走路の延伸及びC滑走路の新設等の「更なる機能強化」を着実に進め、年間発着容量50万回の早期実現を図るとともに、旅客取扱施設・貨物取扱施設や鉄道アクセスの機能強化について検討を進める。
- ④ 東京国際空港（羽田空港）においては、空港アクセス鉄道の基盤施設整備、国内線・国際線間の乗り継ぎ利便性向上のための旅客ターミナルの再編・拡充、旧整備場地区の再編整備等を引き続き実施するとともに、飛行経路下の地域への丁寧な情報提供等の取組を行う。
- ⑤ 関西国際空港については、地元の地方公共団体、経済界、運営権者等の関係者と連携して2025年3月に開始した新飛行経路の着実な運用を進める。また、運営権者においても、引き続き、民間の創意工夫を生かした機能強化を推進し、国際線商業エリアの拡張等の第1ターミナル改修事業などを進める。
- ⑥ 中部国際空港については、引き続き第1旅客ターミナル改修事業や現滑走路の大規模補修時における継続的な空港運用及び完全24時間運用の実現等を目的とした代替滑走路事業を推進する。
- ⑦ 三大都市圏以外の空港については、訪日外国人旅行者を地方へ誘導する観点からの取組を進める。航空需要の増大を見据え、空港のゲートウェイ機能を発揮していくため、屋久島空港の滑走路延長事業、那覇空港の国際線ターミナル地域再編事業、新千歳空港の誘導路複線化事業等を引き続き実施する。
- ⑧ 更なる処理能力向上や受入容量の拡大といった空港のターミナルビルの機能向上に向けた取組についても推進する。あわせて、ゲートウェイとしての機能の強化を図るため、引き続き、地方空港のコンセッションの推進を通じて、内外交流人口拡大等による地域活性化を促進する。
- ⑨ 混雑や悪天候への柔軟な対応、遅延や待機の削減、燃料消費の抑制が可能となり、安全で快適な運航とカーボンニュートラルへの貢献につなげるため、航空機の飛行経路を「時間と空間を組み合わせた軌道」として事前に調整し、関係者で共有・管理する仕組み（軌道ベース運用：TBO（Trajectory Based Operations））を国際的な基準に沿って段階的に導入することで回復・拡大を支える基盤を強化する。
- ⑩ 今後の航空需要の増加に対応するため、航空大学校における操縦士の着実な養成、航空業界における女性活躍推進に向けた取組の支援、退職自衛官の民間分野での活用促進、若年層の関心を高める戦略的な広報活動の推進、リソースの有効活用等に資する資格や養成に係る制度の見直し等、操縦士・整備士の養成・確保に向けた対策を行う。

### （4）クルーズの持続的な成長に向けた取組

- ① クルーズの持続的な成長に向けて、2030年までに外国クルーズ船等の寄港回数3,000回、クルーズ旅客の1人・1寄港地当たりの平均消費額を2025年の1.5倍、外国クルーズ船等が寄港する港湾数を150港とすることとともに、日本クルーズ船社における外国人クルーズ旅客数の着実な増加を目指して取り組む。
- ② クルーズ船の大型化や寄港地の多様化への対応をすべく、円滑かつ安全な乗下船やCIQ手続を行う環境確保を進めるために、ターミナル機能の高度化及び地方や離島などの旅客上屋のない港湾での受入施設の整備を行う。また、クルーズ船の岸壁利用調整を円滑にするためのサイバーポート予約機能の付加、カーボンフリークルーズへの対応も進める。
- ③ クルーズ船の長期的かつ安定的な寄港の確保のために、旅客施設等への船社の投資に併せ、国・港湾

管理者が岸壁の整備や投資した船社への係留施設の優先利用等のハード・ソフト両面から支援することで、世界に誇る国際クルーズ拠点の形成を図る。

- ④ 各クルーズ寄港地では、オーバーツーリズムを回避するため、港湾周辺でクルーズ旅客が滞在し、楽しむことができる周遊施設を充実させるとともに、港湾から観光地までを円滑に接続するための二次交通機能を確保する。
- ⑤ クルーズ寄港の更なる促進を目指し、全国の港湾管理者等で構成する全国クルーズ活性化会議と連携し、多様化するクルーズニーズに対応したプロモーション、海外の国際展示会への出展、セミナー等を行う。外国人クルーズ旅客数を着実に増加させるため、日本発着クルーズの広報強化を目的にウェブサイト等で情報発信を行う。
- ⑥ 日本のクルーズ事業者における訪日外国人旅行者取込みに向け、船内コンテンツの充実等の取組を進める。上記インバウンド誘客の取組に加え、2030年までに日本人のクルーズ人口を100万人とするとともに新規の日本人クルーズ旅客数を着実に増加させるため、日本発着クルーズの広報強化、販路拡大の促進を図る。

#### **(5) 空港等へのアクセス向上**

- ① 主要国際空港への鉄道アクセスの利便性向上を図るため、JR 東日本羽田空港アクセス線、羽田空港第1・第2ターミナル駅引上線、新空港線及びみなと筋線を着実に推進する。
- ② 成田国際空港の発着容量拡大を見据え、複線化や新線整備（複々線化）等の空港アクセス鉄道の機能強化等について、利子補給制度等により加速化を図る。
- ③ 空港・港湾・鉄道駅や観光地等へのアクセス改善等、高規格道路の整備・活用に取り組む。
- ④ 空港アクセスバスについては、2021年度に実施した運賃設定の弾力化や、運行計画（ダイヤ）の提出期間の短縮等による手続簡素化により、引き続き空港アクセスの利便性向上等を図る。

#### **(6) 「観光の足」確保に向けた「交通空白」の解消と地域交通のり・デザインの全面展開**

- ① 観光地の二次交通確保や交通空白解消のため、二次交通情報の発信強化、公共ライドシェアの運用改善や配車アプリの導入の促進、MaaSの推進や地域輸送資源のフル活用によりアクセス改善を進めるなど、施策を総動員して観光に資する持続可能な二次交通を実現する。また、受入環境整備を更に推進するとともに、「観光の足」としてのみならず「地域の足」として十分機能できるよう充実・再編成する。
- ② 道内地方部において減便や廃止が進む二次交通の代替として急速に普及が進むデマンドバスについて、地域住民の利便性を損なうことなく、観光客が利用可能な新たなラストワンマイルの交通機関としての活用可能性を調査・検討し、課題解決の取組を促進する。

#### **(7) 地域交通 DX の推進**

- ① 地域交通の「個別最適化」を打破し、地域の関係者による共同化・協業化を促進するため、デジタル技術を活用したサービス連携や地域全体でのデータ活用、業務・システムの共通化などの先進事例（ベストプラクティス）を創出し、その標準化と横展開を進める地域交通 DX 推進プロジェクト「COMmmONS」<sup>29</sup>を実施する。
- ② 具体的には、インバウンド旅客のニーズに対応するため、モバイル決済を含めたキャッシュレス決済等の交通事業者への導入支援や、決済用2次元コードの認証仕様の標準化など安価で効率的な次世代技術の活用の推進、収集データをマーケティング等に活用する手法の普及等を目的として、交通キャッシュレスの高度化を推進する。
- ③ 交通データを用いた観光施策の実施や運行情報配信による交通サービスのアクセシビリティ改善など、「観光の足」の確保に向けた二次交通の利便性向上及び確保・充実やオーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策を強力に推進する。

#### **(8) 公共交通事業者等による利便増進措置等**

地方部への誘客の加速化のため、今後も訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料 Wi-Fi サービスの整備等の取組を推進するなど、訪日外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境を整備する。

#### **(9) 新幹線等を利用する訪日外国人旅行者の国内移動の活性化**

訪日外国人旅行者の国内移動の活性化のため、訪日外国人旅行者が鉄道を利用し国内を広く周遊できるよう、各鉄道事業者が販売している企画乗車券のわかりやすい情報提供に努め、認知度の向上を図る。

#### **(10) 空飛ぶクルマを活用した新たな観光の価値の創出**

空飛ぶクルマの遊覧飛行等の商用運航開始に向けて、「空の移動革命に向けた官民協議会」において策定した「空の移動革命に向けたロードマップ」に基づき、社会受容性の向上、多様な機体や高度な運航

<sup>29</sup> Code for Mobility Common Society の略。地域交通におけるデジタル活用や標準化を進めるプロジェクトのこと。

(自動・自律飛行、高密度運航)等へ対応するための環境整備、離着陸場の普及等を進めるとともに、運航管理システム等の技術開発を推進する。

#### (1 1) わかりやすい道案内等の充実

- ① 道路案内標識の英語表記の改善・充実、交差点名標識への観光地名称表示、国土地理院作成の英語版地図との英語表記の整合の確保等により、訪日外国人旅行者を含む全ての道路利用者にわかりやすい道案内を推進する。
- ② 訪日外国人旅行者のドライブ観光を促進するため、官民一体(観光・交通関係団体、行政等)となって組織する「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」において、スマートフォンアプリケーションにより取得した来道外国人ドライブ旅行者のGPSデータを把握・共有・活用等することにより、インバウンドの受入環境整備・改善を促進する。また、2026年度内に同プラットフォーム会合を開催し、測位データ等の活用に向けた意見交換の実施等、地方部への誘客に向けた取組を引き続き促進する。

#### (1 2) 幹線鉄道ネットワークの整備推進

- ① 整備新幹線について、北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)については、引き続き、沿線自治体等の関係者の理解と協力を得て、着実な整備に努める。北陸新幹線(敦賀・新大阪間)については、一日も早い全線開業に向けて、沿線地域の理解促進等が図られるよう、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構とともに、丁寧かつ着実に取り組む。九州新幹線(新鳥栖・武雄温泉間)については、今後も関係者との協議を進める。
- ② リニア中央新幹線(品川・名古屋間)について、「リニア中央新幹線静岡工区モニタリング会議」を通じて、事業主体であるJR東海の対策状況を継続的に確認していく。また、名古屋・大阪間も含め、一日も早い全線開業に向け、関係自治体やJR東海と連携し、環境整備を進める。
- ③ 基本計画路線を含む幹線鉄道ネットワークについて、各地域の実情を踏まえ、方向性も含めた検討を行うため、幹線鉄道の高機能化に係る技術的課題の整理や基本計画路線に係るケーススタディなど、更なる取組を進める。

#### (1 3) 都市鉄道の整備

既存ストックを有効活用した連絡線整備や相互直通化、地下鉄の延伸、鉄道駅の交通結節機能の高度化等により、公共交通のネットワークの充実度を高めるとともに、鉄道駅のバリアフリー化、多言語表示の充実等を図る。

#### (1 4) 高速道路の整備等

- ① 観光地域へのアクセスや観光地域間の周遊の利便性を向上させることによって地域全体の魅力をより高めるため、観光地域へのアクセスや地域間の交流・連携の強化を図る高規格道路の整備を推進する。
- ② 高速道路料金については、観光振興や地域活性化、観光需要の分散・平準化を一層推進するため、周辺地域や観光関係事業者等と連携した企画割引である周遊パスの実施や平日のみの利用についての割引拡充、料金割引の適用条件や運用方法の見直し等、高速道路会社の創意工夫を生かした積極的な料金施策を、地方公共団体や地域DMO等の関係団体とも連携し、展開していく。
- ③ 観光旅行者の利便性の向上にも資するスマートインターチェンジの整備を引き続き推進する。

#### (1 5) 地域内の道路・道の駅の整備

- ① 地域内の道路について、観光の振興に寄与し地域の経済・社会を支えるため、地方の自主性を生かしつつ、観光施設、インターチェンジ等へのアクセス確保等の整備を支援する。
- ② 「道の駅」について、それ自体が観光資源にもなることを踏まえ、「道の駅」を地方創生・観光を加速する拠点とするため、キャッシュレス導入等のインバウンド対応や、インバウンドを含む観光客が地域内を回遊する際の拠点としての機能を持つための施設整備を推進する。

#### (1 6) 道路交通の円滑化

道路ネットワークの整備やボトルネック解消策等の交通容量拡大策に加え、国、地方、民間等が連携した協議会等を活用し、AIカメラを活用した渋滞予測に係る社会実験やETC2.0で収集したビッグデータを活用した渋滞予測等の観光渋滞対策を実施する。観光旅行者が多く通行する道路等において、季節や時間による交通流の変動に的確に対応するため、信号機等の交通安全施設等の整備等を推進し、交通渋滞を緩和し、交通アクセスの改善を図る。

#### (1 7) 旅客船ターミナル・旅客船の整備

離島をはじめとする各地域の観光の玄関口となる旅客船ターミナル及び旅客船において、バリアフリー化、無料Wi-Fiの整備、多言語表示の充実、二次交通との円滑なアクセスの確保等、訪日外国人旅行者の受入環境整備等により、サービスの多様化・高度化を加速させる。また、サイクルシップなど新たな観光ニーズへの対応に資する船舶の導入等を支援し、快適な旅行ができる環境整備を図る。

### (18) 港湾空間・みなとオアシスの整備等

- ① 港湾における人流・物流の交流拠点としての機能に加え、周辺の運河、倉庫群、親水性を有する港湾緑地等の魅力を生かすため、港湾の施設整備等のハード施策に加えて、「みなとオアシス」の登録を促進し、「みなと」を核とした魅力ある地域づくりを引き続き推進する。
- ② みなとオアシスにおける訪日外国人旅行者の周遊促進・消費拡大や安全・安心な旅行環境の整備のため、ICT等を活用した受入環境整備や災害時の多言語対応強化等を支援する。

## 6 ストレスフリーな観光の推進

### (1) 観光地のインバウンド対応の支援

- ① ICTを活用した多言語表示や無料 Wi-Fi 等を通じたインターネット利用環境・ナイトタイムエコノミー環境等の整備、トイレの観光施設等における整備、キャッシュレス決済対応などの基礎的な整備や、AI等の最新技術のノウハウを有するベンチャー企業や地方公共団体等の連携、外国人観光案内所の機能強化等、観光地におけるインバウンド対応に係る面的な取組を推進する。
- ② 訪日外国人旅行者がどこに滞在していても、消費者トラブルの相談が可能となる体制を構築するとともに、相談内容を消費者トラブルの予防・対策に活用する。

### (2) 観光案内拠点の充実

DX 技術等を活用し、観光案内所における業務を効率化させるとともに、訪日外国人旅行者のニーズに合った情報提供を図っていく。その際、JNTOにおいて、AIを活用した観光情報の提供を行うとともに、各種 AI 等を活用したサービスの実施状況等について、全国の観光案内所へ共有し、サービスの質の向上等を図っていく。

### (3) 観光地域における案内表示等の充実

- ① 公共交通機関、美術館・博物館、観光地等の外国人目線に立った多言語対応を強化・改善するため、ICTも活用しつつニーズを踏まえた多言語による案内表示等の充実を図る。
- ② 文化財や国立公園等の地域の観光資源について、外国人目線でのわかりやすく魅力的な英語、中国語及び韓国語の解説文作成を支援する。
- ③ 誰もが自律的に安心して移動できる包摂社会の実現に向け、歩行空間や施設のバリアフリーに係る情報をオープンデータ化するなど、ICTを活用した歩行空間における移動支援サービスの普及・高度化を推進する。
- ④ 多様な主体の参画による実証等を踏まえた作業効率化のためのデータ整備プラットフォームの試行運用の充実に向けた検討を行う。また、シンポジウムの開催等による広報活動を継続して行う。

### (4) キャッシュレス環境等の改善

- ① 訪日外国人旅行者の地方誘客、消費拡大を図るため、多様なキャッシュレス決済手段の導入や、それに必要な通信環境の確保を推進する。
- ② 海外発行カードが利用可能な ATM について、訪日外国人旅行者のニーズに合致する整備水準が維持されるよう、海外発行カード対応 ATM 設置に有用なデータを銀行に対し継続的に提供する。
- ③ 一般社団法人キャッシュレス推進協議会 (PJA) にて、アジア各国の統一規格と JPQR の相互利用に向けた取組を進め、訪日外国人旅行者の日本国内でのコード決済の利便性向上を図る。

### (5) 多様な宗教的、文化的習慣を有する旅行者の受入環境の充実

ムスリムやベジタリアン・ヴィーガン旅行者等、多様な宗教的、文化的習慣を有する訪日外国人旅行者の周遊促進、消費拡大を図るため、ニーズに対応した受入環境の整備を推進する。

### (6) 伝統芸能等における外国人対応の推進

- ① 国立の各劇場において、外国人向けの公演、鑑賞教室等の開催や外国人来館者の集客を見込んだ取組を実施するとともに、国立博物館・美術館においても、外国人に向けたイベント等を開催することにより、日本文化の体験を通じて外国人来館者の満足度向上を図る。
- ② 施設案内、多言語ガイド及び字幕等の整備充実にも取り組み、外国人来館者等がより快適に日本文化への理解を深める環境を提供する。

## 第3節 国際相互交流の促進

### 1 留学生の増加と活用

- ① 奨学金による経済的な支援等を通じた日本人学生の海外留学を進めるとともに、外国人留学生と日本人学生が共に学ぶ国際共修環境の整備を進める。
- ② 関係省庁等が連携して、日本留学の魅力の発信等を継続し、多様で優秀な外国人留学生を呼び込むとともに、国内就職・定着のための支援を行う。

## 2 訪日教育旅行の促進

- ① JNTOの「訪日教育旅行ガイド」内において訪日教育旅行関係者等が参考にできるコンテンツの拡充を図る。また、局内に設置した相談窓口を通じて海外からの問合せに対応するとともに、日本の学校との交流希望の申請があった際、そのニーズに合った地域の窓口を紹介し、交流マッチングを図る。
- ② 訪日教育旅行に対する理解の促進のため、現地教育関係者を対象としたセミナー及び個別相談会を実施するほか、日本での学校視察や意見交換会、地方視察等を行うことにより、教育旅行先としての日本の魅力を訴求する。
- ③ 訪日教育旅行の教育的意義について、教育部局・学校への理解の促進を図る。

## 3 ワーキング・ホリデー制度の導入促進

我が国と諸外国・地域との人的交流の拡大と青少年の相互理解の促進を図るため、諸外国・地域からの要望も踏まえつつ、ワーキング・ホリデー制度の新規導入国・地域の拡大や制度の見直しを進める。

## 4 海外の青少年等との交流促進

親日派・知日派の発掘・育成を目的に、将来を担う青年の招へい等を行い、対日理解の促進、日本の魅力等の対外発信強化を推進していく。

## 5 日中韓三国間の観光交流と協力の強化

2006年に設置された日中韓観光大臣会合において合意される取組を、日中韓3国が連携協力して着実に実施することにより、域内外の観光交流の一層の拡大を図る。また、日中韓の観光交流と協力の強化を図るために、三国間の人的交流の拡大、持続可能な観光の推進や、地方誘客促進等を通じた観光交流の広域化、多様化及び高付加価値化に取り組む。

## 6 二国間の観光交流の取組の推進

二国間の交流人口の拡大に向け、二国間の観光に関する覚書、観光交流事業や観光見本市への相互出展等を通じて、二国間の連携協力を強化し、観光交流の拡大に積極的に取り組む。また、こうした取組において、JNTOにおいても、各国の政府観光局と連携し、相互にインバウンド誘客の取組を強化することにより、インバウンド・アウトバウンドの相互交流の拡大に貢献する。さらに、2026年は米国建国250周年等の国際的な注目を集める記念の年であることから、その時機を捉えて米国向けのアウトバウンドを促進するとともに、米国から我が国の特に地方部への誘客を促進するなど、日米間の観光を通じた双方向交流の更なる拡大を図るため、「日米観光交流促進キャンペーン2026」を実施する。

## 7 姉妹・友好都市提携等の活用

姉妹・友好都市提携等に基づく国際交流は、日本と海外の地方公共団体の間で、文化、スポーツ、観光等の様々な分野で行われる草の根交流である。これを踏まえ、姉妹・友好都市提携等を生かした交流の拡大を支援する。

## 8 地域レベルの国際交流・国際協力の推進

地域レベルの国際交流等を一層推進することを目的として、国際交流に携わる地方公共団体の職員等を参加対象とした説明会を開催する。

## 9 国際機関等への協力を通じた国際観光交流の促進

- ① 世界観光機関（UN Tourism）、経済協力開発機構（OECD）等の国際機関及びアジア太平洋経済協力（APEC）、ASEAN+3（日中韓）等の国際協力枠組みにおいて行われる活動及び事業への協力を行っていく。
- ② 特に、UN Tourismとの連携について、引き続き、アジア・太平洋地域の各国・各機関の取組や知見を共有することを目的に「観光レジリエンス実務者級会合」を実施する。
- ③ 日本に所在するUN Tourismアジア太平洋地域事務所（RSOAP）を通じてUN Tourismとの連携を強化し、観光レジリエンスや持続可能な観光の推進等に向けて取り組む。

## 10 海外における日本語教育

JFによる日本語専門家の派遣、日本語教師の訪日研修等、様々な形で海外における日本語教育の質の向上と安定的実施を行う。また、JFのeラーニングコンテンツや日本語教材を幅広く活用し、海外における日本語教育の普及・拡大を通じて対日理解の促進や日本への親近感を醸成する。

## 第2章 国内交流・アウトバウンド拡大

国内・海外旅行の需要喚起に向けた機運醸成を図り、どのライフステージやライフスタイルでも気兼ねなく旅行が楽しめるよう、旅行需要が旺盛な若年世代、休暇取得等に課題のある子育て層を含む現役世代及び高齢世代、ペットと共に過ごしたい層などそれぞれが求める旅行ニーズを踏まえた環境整備や各種ハードルを解消していく取組を行っていく。

### 第1節 国内旅行需要の平準化の促進

#### 1 ラーケーション等の促進

休暇を取得しやすい職場環境を整え、旅行を楽しむことを積極的に促進する企業・団体を紹介する「ポジティブ・オフ」運動を通じて、休暇取得の機運醸成を推進するとともに、ラーケーション<sup>30</sup>等の取組事例を発信する。

#### 2 休暇を取得しやすい職場環境の整備

2024年の年次有給休暇取得率は66.9%となった。引き続き、10月の年次有給休暇取得促進期間等に、ポスター・リーフレットの作成及び配布、インターネット広告等により、年次有給休暇取得の集中的な周知広報等を行い、休暇取得促進の機運の醸成を図る。また、選択的週休3日制を含めた労使の働き方・休み方の見直しに対して効果的に支援する。

#### 3 休暇取得の分散化の促進

- ① 10月の年次有給休暇取得促進期間等に、ポスター・リーフレットの作成及び配布、インターネット広告等により、年次有給休暇の計画的付与制度の導入促進に向けた周知広報を引き続き行う。
- ② 国家公務員についても、家族の記念日や学校行事等、プライベートの予定に合わせた年次休暇取得を引き続き促進する。

### 第2節 新たな交流市場の開拓

#### 1 ワークেশョンの推進等を通じた関係人口の創出

- ① ワークেশョンは、旅行機会の創出や旅行需要の平準化に加え、関係人口の創出や地域活性化にも資することから、地域の課題に関心の高い企業との交流促進や企業が継続して来訪する仕組みの構築など、ワークেশョンを通じて「企業の関係人口化」を目指す「企業版第2のふるさとづくり」の事例創出に取り組む。
- ② 「テレワーク・ワークেশョン官民推進協議会」と連携したテレワーク・ワークেশョンの普及啓発を促進する。

#### 2 関係人口の創出や二地域居住の促進

- ① 二地域居住の促進に向け、二地域居住に必要な「住まい」「なりわい」「コミュニティ」に係る環境整備を関係府省庁間で連携して進める。
- ② 二地域居住者と地域をつなぐコーディネーターとしての役割を果たす支援法人を育成・確保する。
- ③ 二地域居住者の交通費や滞在費といった経済的負担の軽減等の課題の解決に資するモデル的な取組への支援と、その横展開等に取り組む。

#### 3 ユニバーサルツーリズムの推進

高齢者・障害者等が安心して旅行ができる環境を整備するため、バリアフリー化に必要な施設整備や設備導入を含めハード・ソフト両面からの支援等、国内外の旅行者を対象にユニバーサルツーリズムの促進を図る。

#### 4 公共施設等の一体的・総合的なバリアフリー化

- ① 公共施設等のバリアフリー化を推進し、観光旅行者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図る。
- ② 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に係るバリアフリー整備目標等を踏まえ、地方部を含めた各施設や車両等のバリアフリー化、心のバリアフリー・外見からはわかりづらい障害への対応等、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化を一層推進する。

#### 5 共生社会の実現に向けたユニバーサルデザインの推進

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、面的なユニバーサルデザイン

<sup>30</sup> 「ラーニング (learning)」（学習）と「バケーション (vacation)」（休暇）を組み合わせた造語。愛知県等の一部の地方公共団体では、子どもが保護者と平日に校外学習を行う場合に学校を欠席扱いしないことにより休暇の分散化を進めている。

のまちづくりを進めるとともに、観光・交通分野の事業者に向けた接遇ガイドライン等により「心のバリアフリー」を全国の観光・交通分野の事業者に周知等を行うことで、引き続き障害のある人等も訪れやすい環境を整備していく。

## 6 身体障害者等の運賃割引の促進

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた利用者に対して鉄道等の公共交通機関が実施している運賃割引について、更なる導入促進に向け、2026年度も引き続き公共交通事業者等に理解と協力を求めていく。

### 第3節 国内交流の活性化

#### 1 国内旅行の促進のための関係者が協力した取組の推進

国内旅行需要喚起に向けて、関係省庁・関係業界が連携・協力し、旅行博をはじめとするイベントにおいて国内外の観光地の魅力発信や展示商談会を通じた旅行商品の造成につながる取組を引き続き推進する。あわせて、新たな国内旅行市場の開拓のため、ペットを飼っている層が気兼ねなく旅行できるよう環境整備に向けた検討を行う。

#### 2 農泊の推進を通じた滞在型農山漁村の確立・発展

【再掲】第Ⅲ部第1章第2節2(4)e)

#### 3 都市と農山漁村の交流を通じた関係人口の創出

農泊地域において、子供の農山漁村体験における探究的な学びの提供、社員の人材育成や Well-being 向上等に資する企業研修の受入れ、地域への貢献意欲のある人材の呼び込みを推進するとともに、生産者と消費者との結びつきの強化に資する直売所や観光農園の整備等を通じて、地方への人の流れや多様な人材が農山漁村に関わる機会の創出を図る。

#### 4 農山漁村の地域資源の活用支援

- ① 農山漁村において、ジビエ利用の拡大に向けて、観光などの付加価値の高い分野と組み合わせた新たな需要喚起等を推進する。また、農業遺産、世界かんがい施設遺産及びつなぐ棚田遺産を活用した観光振興を図るため、SNS等による魅力の発信を行うとともに、遺産の保全や活性化に取り組む企業等を支援する。
- ② 自立した「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向けて、地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良事例を毎年約30地区選定し、全国へ発信する取組「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」により、農山漁村の地域住民の意欲・機運の向上を図る。
- ③ 地域外からの多様な人材を受け入れる体制の整備、優良事例先進的な取組の展開、棚田地域とサポーター(NPO、企業等)とのマッチング等により、棚田地域における地域振興活動の取組を支援する。

#### 5 離島地域等における観光振興

【再掲】第Ⅲ部第1章第2節2(8)f)

#### 6 マリンレジャーを活用した地域観光の振興等

2024年3月に国土交通省及び水産庁が策定した「三水域(港湾・河川・漁港)におけるプレジャーボートの適正な管理を推進するための今後の放置艇対策の方向性」に基づき、放置艇削減を推進する。また、関係団体等と連携し、海の駅でのイベントの開催等を通じて、マリンレジャーの体験機会の創出やプレジャーボートの利用振興に取り組む。

#### 7 「海事観光」の情報発信の強化

- ① 船旅、海の絶景、マリンアクティビティ、海鮮グルメ等全国の様々な海事観光資源について、ポータルサイト「海ココ」<sup>31</sup>や「C to Sea プロジェクト」<sup>32</sup>の公式 SNS を活用した情報発信を行うとともに、多方面の最新情報を提供できるよう官民の取組と関係者間の連携を強化する。
- ② 全国各地で行われる海、旅行関連のイベントを活用して積極的に情報発信することにより、引き続き海事観光の認知度向上及び需要創出の強化に取り組む。
- ③ 観光関係団体と連携し、「海の日」の周知ビジュアルを作成し、観光関係企業等のデジタルサイネージ等を通じた広報により、その意義について国民の理解増進を図るとともに、海をテーマとした旅行商品の造成等を促す。

<sup>31</sup> 海と船の情報ポータルサイト 海ココのこと。

<sup>32</sup> 「海に行く」「船に乗る」「海を知る」につながる、様々な新しいアクションを実際に起こすことで、子供や若者をはじめとする多くの人々にとって、海や船が更に楽しく身近な存在になるような世の中を目指し、2017年の「海の日」を機に開始したプロジェクト。

## 8 水辺における環境学習・自然体験活動等の推進

- ① 「子どもの水辺」再発見プロジェクト等により、安全で近づきやすい河川空間の整備を進める。また、市民団体等と連携した環境学習・自然体験活動を推進する。さらに、自然体験プログラムの開催の場ともなる緑地・干潟等の整備、既存ストックの利活用の促進を引き続き図る。
- ② 藻場・干潟などの海辺の自然環境を生かした自然体験・環境教育を行う「海辺の自然学校」等の取組を推進する。

## 9 アイヌ文化の魅力の発信

【再掲】第Ⅲ部第1章第2節2（3）k）

## 10 「観光の足」確保に向けた「交通空白」の解消と地域交通のり・デザインの全面展開

【再掲】第Ⅲ部第1章第2節5（6）

### 第4節 観光復興に向けた再生支援

#### 1 東日本大震災からの観光復興

- ① 国及び福島県で2022年5月末にとりまとめた「福島浜通り地域等15市町村の交流人口拡大に向けたアクションプラン」に基づき、市町村の受入体制の基盤整備や「ふくしま浜通りサイクルルート」の魅力発信等を行う。また、「酒・グルメ（食）」や「スポーツ（サイクル）」を含む六つのテーマにおいて、福島県浜通り地域等15市町村の横連携による、この地ならではの広域コンテンツの創出を引き続き後押しする。さらに、地域に根ざした往訪コンテンツの開発支援や地域課題解決を通じた再来訪への仕組みづくりを行い、同地域への更なる交流人口拡大を図る。加えて、福島県浜通り地域等の地域ブランディングの推進のため、芸術文化分野において、芸術家による滞在制作の支援や、芸術家を活用した関係人口創出に資する事業や環境整備に対する支援、ロケ誘致を担うフィルムコミッションの安定的な運営に向けた実証事業等を実施する。また、福島県の観光復興に向けて、「ふくしま浜通りサイクルルート」等を活用したホープツーリズム<sup>33</sup>を推進するとともに、旅行商品の造成、インフルエンサーの招請、ウェブサイトやSNSを通じた福島県の魅力の情報発信やインバウンドのリピーター確保に向けた受入体制の整備等の取組を引き続き支援する。
- ② ALPS処理水の海洋放出について、引き続き、適切にモニタリングを行い安全確保に万全を期し、IAEAによる評価も含め、国内外に向けて透明性が高くわかりやすい情報発信を行う。
- ③ ALPS処理水の海洋放出による風評対策として、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県沿岸部の地方公共団体等に対して、国内外からの誘客と観光客の定着を図るため、海水浴場等の受入環境整備、海の魅力を体験できるコンテンツの充実、海にフォーカスしたプロモーション、ビーチ等の国際認証の取得に向けた取組等を引き続き支援する。
- ④ 廃炉現場の視察や地域住民との座談会等の機会を通じて、双方向のコミュニケーションを丁寧に行うことで、地域の理解を得ながら進めていく。また、廃炉の必要性、対策の進捗状況、放射線データ等について、迅速、的確かつわかりやすい情報発信を海外向けも含めて行っていくとともに、廃炉作業への負担等にも配慮しつつ、引き続き、積極的な視察の受入れを含む情報公開や地元との連携を密に行うよう、東京電力を指導するとともに、国も必要な取組を行っていく。
- ⑤ 東日本大震災の記憶と教訓を後世に伝えるための「3.11 伝承ロード」の取組として、2026年度も引き続き、NIPPON防災資産の認定や、青森県から福島県までの三陸沿岸を結ぶ全長1,000kmを超える「みちのく潮風トレイル」を活用しながら、各地の震災遺構や伝承館等を含む広域的な観光ルートへの誘客を促進するため、情報発信の強化や関連施策の充実等に取り組む。

#### 2 能登地域の観光復興に向けた取組

- ① 令和6年能登半島地震に加え、令和6年奥能登豪雨等で被害を受けた観光地の被害は甚大であり、営業を再開できていない観光施設や宿泊施設も多いことから、観光拠点・観光資源の再生に向けて、観光地・観光事業者の復旧後も持続可能な事業継続が可能となるような経営高度化に向けた計画策定、営業再開に向けた人材確保等に係る支援、復旧後の誘客促進を図るためのコンテンツ造成等を支援する。
- ② 最も被害の甚大であった能登地域の観光復興に向け、復興状況を踏まえ、手厚い旅行需要喚起策の実施を検討する。

### 第5節 アウトバウンドの促進

#### 1 海外教育旅行を通じた若者のアウトバウンドの促進

海外教育旅行を通じた若者のアウトバウンド促進に向けて、学校・地方公共団体等と旅行会社の連携促進や、優良プログラムの開発支援を行うとともに、開発成果をシンポジウム等で発信し、普及啓発活動を行う。

<sup>33</sup> 震災・原発事故の被災地域をフィールドとした福島県が推進する学びの旅のこと。

## 2 ワーキング・ホリデー制度の導入促進

【再掲】 第Ⅲ部第1章第3節3

## 3 日中韓三国間の観光交流と協力の強化

【再掲】 第Ⅲ部第1章第3節5

## 4 二国間の観光交流の取組の推進

【再掲】 第Ⅲ部第1章第3節6

## 5 姉妹・友好都市提携等の活用

【再掲】 第Ⅲ部第1章第3節7

## 6 地方空港を活用した相互交流の促進

地方部へのインバウンド誘客や地方からのアウトバウンドの促進に向けて、地方空港間の連携を通じた定期便の誘致やプロモーション等を促進するなど、戦略的に地方空港を活用するための取組を行う。

## 7 日本人海外旅行者等の安全対策

日本人旅行者にとって安全・安心な海外旅行環境を整備するため、AI等を活用するSNS情報の集約により情報収集を行い、「外務省海外安全ホームページ」、「たびレジ」<sup>34</sup>、SNS等の運用を通じて、迅速かつ効果的に情報発信を行うとともに、安全対策に関する知識の増進を図るほか、緊急時の邦人保護の拠点ともなる在外公館施設の避難所機能等を強化する。また、自然災害や現地情勢等により現地の電話やメールが使用困難な場合にも連絡や安否確認ができるよう、衛星ブロードバンドアクセスを導入する。

## 8 開発途上国等の観光振興に対する協力

開発途上国等に対し、独立行政法人国際協力機構（JICA）等の取組を通じて、観光振興の実施にあたって必要となる研修、情報の提供や提言等の協力をを行う。また、ASEAN諸国に対し、日本アセアンセンターによる取組を通じて、観光振興、人材育成等の協力を引き続き行う。

## 9 旅券（パスポート）を取得しやすい環境の整備

海外におけるマイナポータルからの旅券申請の実現等、引き続き旅券を取得しやすくするための利便性の向上に努める。旅券手数料を引き下げることにより、アウトバウンド促進に貢献し、若者をはじめ国民の国際理解の増進を期す。

---

<sup>34</sup> 「たびレジ」に登録すると現地の大使館・総領事館から、日本語で最新の安全情報がメールで届く、無料配信サービス。大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急事態が発生した場合、被害の状況によっては、現地の大使館・総領事館から、緊急連絡のメールが届き、安否の確認や必要な支援等を受けることができる。

### 第3章 観光地・観光産業の強靱化

多様なニーズに対応した受入環境整備や観光人材の確保・育成、休暇の分散・旅行需要の平準化を進めるとともに、次なる感染症危機や激甚化・頻発化する災害への対応、国際情勢の変化等の様々なリスクに対応した高付加価値な旅行商品の造成やインバウンド市場・観光コンテンツの多様化等について、観光の持続可能性を高める取組を行うことにより、観光地・観光産業の強靱化を図る。

#### 第1節 観光地の強靱化

##### 1 自然資本の地域観光への利活用推進

- ① 地方観光の核となるポテンシャルを有する自然資本の磨き上げとその利活用を図るため、「良好な環境を活用した観光モデル事業」により、全国約20地域における資源調査、戦略検討、多言語対応、コンテンツ開発等を支援するとともに、地域の取組についてウェブサイト等において情報発信を行い、保全と活用が好循環するリジェネラティブな観光地域づくりを推進する。
- ② 地域同士のノウハウ共有や、取組に関心のある企業等とのマッチングの場の提供を目的としたシンポジウム等の開催により、良好な環境の利活用や創出に取り組む関係者間の共創を促す。
- ③ 観光地域づくりに取り組む意欲はあるものの体制が整っていない地域等に対し有識者派遣等により支援し、良好な環境を活用した観光地域づくりの実行力の底上げを図る。

##### 2 良好な景観の形成

- ① 観光地の魅力向上に資する、道路、公園、広場等に民間空地も加えた官民空間の一体的な整備・利活用等による「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりや、魅力的な建築物を改修して地域固有の魅力を高める「わがまちリノベーション」を推進するとともに、かつて観光地として賑わった地域において、所有者との協定に基づく建物の改修・活用等により良好な景観再生を図る制度の検討及び促進を図る。
- ② 重要文化的景観の構成要素となる物件の修理・修景等、保存・活用のために必要な措置に対し支援する。
- ③ 「景観法」(平成16年法律第110号)に基づいた景観計画の策定や同計画における重点的な景観形成等を促進し、主要な観光地域の魅力の創出・増進を図る。
- ④ 近年の有識者会議<sup>35</sup>での検討内容をはじめとする新しい取組をわかりやすく周知・啓発するとともに、意欲ある市町村に対しては専門家を交えた伴走支援を行うことで、担い手の育成等のソフト面での各種支援策について充実を図る。
- ⑤ 屋外広告物の安全対策や違反広告物の是正対策を推進するため、先進事例の情報提供を行いながら、引き続き各地方での会議等を通じて地方公共団体と関係団体等の連携強化を促す。
- ⑥ 地域固有の観光資源である歴史・文化・風土を生かしたまちづくりを進めるため、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画の策定を促進し、歴史的建造物の修理、無電柱化のほか、歴史的資源が集積するエリア全体の価値向上を図るための、公共インフラを含む面的かつ一体的な整備等の取組を支援する。

##### 3 庭園・公園等を活用した花や緑豊かな都市・地域の魅力発信

- ① 国営公園等において、自然的・歴史的景観等の魅力的な観光資源を活用した利用促進を図るため、首里城の復元や明治記念大磯邸園等の整備を推進するほか、国内外から多くの来園者が訪れる地域の主要観光拠点となるよう、地域と連携し、魅力的な公園づくりを推進する。
- ② 「庭園間交流連携促進計画登録制度」(ガーデンツーリズム登録制度)を通じて、各地の庭園間の連携構築や、地域の風土や歴史を反映したテーマに基づく取組をPRするほか、「ガーデン」を核とした観光ルートの形成を図り、地域の活性化につなげる。また、庭園間交流連携促進計画審査会(ガーデンツーリズム登録審査会)を行うとともにガーデンツーリズムに係る全国会議等の普及啓発イベントを実施する。

##### 4 優れた自然の風景地及び野生生物を生かした地域づくりの推進

- ① 優れた自然の風景地における森林、河川、湖沼、山地、海岸、サンゴ礁等の自然環境及びそこに生息・生育する野生生物について、その保全と適正な利用を図る。
- ② 各地域に生息する、自然と共生する持続可能な地域づくりのシンボルとなっている野生生物を適切に

<sup>35</sup> 「都市の個性の確立と質や価値の向上に関する懇談会」(2024年11月より開催)及び「地域資源の保全と活用に向けた歴史まちづくりや景観行政に関するワーキンググループ」(2025年8月より開催)

保全するとともに、同野生生物の生態や地域による共生の取組を発信する拠点施設の改修を進め、観光にも積極的に活用していく。また、地域の重要な自然観光資源を棄損する外来生物の防除等を実施及び支援する。

- ③ 自然共生サイトを核とした自然環境・生物多様性・生態系の保全に取り組むとともに、それらに根差した地域の暮らしや文化も踏まえたネイチャーポジティブな地域づくりを推進するため、「ネイチャーポジティブ地域づくり推進事業」により、地方公共団体、自然共生サイト管理者、事業者、地域の金融機関等の多様な主体による連携体制構築を支援する。
- ④ 多様な主体による協働の下、道を舞台に景観・自然・歴史・文化等の地域資源を生かした美しい国土景観の形成を図る日本風景街道等は、2027年に創設20周年を迎えることから、多様な施策との連携による「もっと繋がる風景街道」を実現し、観光振興等に資する持続的な取組を推進する。
- ⑤ 2025年度末時点において「秀逸な道」の選定区間として認定されている15区間において、地域の活動団体や多様な関係主体と連携し、魅力ある道路景観を守り育てる取組や周辺観光資源と合わせた周遊を促進するための情報発信を行い、北海道のドライブ観光の推進を引き続き図る。

## 5 国立・国定公園の保護と利用の推進

- ① 国立・国定公園の保護及び適正な利用を図るため、「自然公園法」に基づく公園区域や公園計画のおおむね5年おきの定期的な見直しを行うとともに、30by30目標の達成に向け国立・国定公園の新規指定・拡張を進める。
- ② 我が国の優れた自然景観を生かした自然とのふれあいの推進を図るため、自然公園指導員やパークボランティアによる利用者指導や自然解説の充実、国立公園等における子供の自然体験活動の促進に向けたプログラム作成等を推進する。
- ③ 森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域の暮らしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する「グリーン復興プロジェクト」に基づき設定したみちのく潮風トレイル、同プロジェクトに基づき創設され現在は国立公園満喫プロジェクトの水平展開を進める三陸復興国立公園及び福島県内の自然資源活用による復興を図る「ふくしまグリーン復興構想」に基づく取組のシナジー効果を最大化し、地元の取組の広域的な連携を促進すること等により、東北の復興と観光振興を図る。

## 6 世界自然遺産地域の適正な保安全管理

- ① 現在、我が国では、「知床」、「白神山地」、「小笠原諸島」、「屋久島」及び「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の5地域が条約に基づき自然遺産として世界遺産一覧表に記載されている。これらの地域において、科学的知見に基づき、地域関係者との合意形成を図りながら、遺産価値を維持するための保安全管理の充実に取り組む。また、各遺産地域に持続可能な観光利用を推進するための拠点施設を整備するとともに、世界遺産委員会からも要請された観光による影響の低減に取り組むなど、地域の持続可能な観光振興にも寄与する取組を引き続き関係機関と連携して進める。
- ② 奄美群島及び小笠原諸島の特性を最大限に生かした観光の振興を図るため、引き続き地域の主体的な取組を支援する。奄美群島においては、奄美及び沖縄の世界自然遺産登録を踏まえ、沖縄からの誘客を促進するための奄美群島・沖縄間の特別運賃割引や、交通アクセスの良い奄美大島に加えて奄美群島全体に観光客を誘致するためのプロモーション、高付加価値な観光プログラムの作成等を支援する。また、小笠原諸島においては、定期船が停泊する港湾の整備や公園の施設整備・改修等、観光客の安全確保をはじめとした各種施策を支援する。

## 7 観光振興等に資する地域づくり・街並み整備

- ① 広域的な地域活性化基盤整備計画や都市再生整備計画に基づく事業、街なみ環境整備事業への支援により、観光振興等に資する地域づくり・街並みの整備を推進する。
- ② 地域の観光拠点、賑わい拠点等となる都市公園の整備、運営等を効率的・効果的に推進するため、公募設置管理制度（Park-PFI）<sup>36</sup>等を活用した民間活力導入による公園の魅力向上等を推進する。

## 8 駅周辺等における「観光・まち一体再生」の推進

- ① 駅周辺をはじめとした中心市街地等において、市街地再開発事業等により地域の観光の拠点となる商業施設等の建築物や、道路、広場等の公共施設の整備を行い、観光地域にふさわしい魅力ある都市空間の形成を推進する。
- ② 国家戦略特区においては、都市計画決定等のワンストップ特例の活用により、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要なMICE施設等をスピーディーに整備した。

<sup>36</sup> 飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、同施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のこと。

## 9 歴史的風土に関する観光資源の保護、育成及び開発

【再掲】第Ⅲ部第1章第2節2（2）b）

### 10 景観等に配慮した道路整備の推進

- ① 道路が周辺と一体となって景観を形成していることに鑑み、住民と連携しつつ周辺景観と調和した防護柵の設置や道路緑化、歩道緑化等の景観に配慮した道路整備を推進する。
- ② 道路の防災性向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、歴史的街並みの保全、観光振興、地域文化の復興、地域活性化等の観点から、道路管理者、電線管理者、地方公共団体等と連携し、無電柱化推進計画に基づき新設電柱を増やさないための取組、既設電柱の減少、コスト縮減・スピードアップを行うことにより無電柱化を推進する。

### 11 道路空間の観光振興への有効活用

- ① 道路空間の再編による歩道の拡幅、自転車通行空間の確保等により道路の利便性や快適性の向上を図るとともに、道路協力団体等、道路空間を利活用する団体との連携を推進し、地域の観光資源を生かした賑わいの場を創出する。
- ② 地域や民間の創意工夫を活用し、ほこみち（歩行者利便増進道路）制度等によるオープンカフェの設置等、観光振興に資する道路空間の有効活用を推進する。

### 12 観光振興及び賑わい創出に資する港湾空間の利活用

- ① 全国津々浦々の、観光資源となる文化・歴史、自然環境、景観、釣り文化などの特色や魅力を持つ“みなと”において、港湾協力団体や、みなとの博物館等の関係者との協働により、これら特色や魅力を生かしたみなとまちづくりを推進する。
- ② 民間活力導入による水際線を生かした質の高い賑わい空間の創出を図るため、港湾環境整備計画制度（みなと緑地 PPP）<sup>37</sup>の案件形成支援を行う。

### 13 自然と調和した港湾・河川環境の保全・創出

- ① 海洋環境整備船等による漂流ごみ等の回収を実施する。
- ② 港湾工事等で発生する浚渫土砂等を有効活用してブルーインフラ（藻場・干潟等及び生物共生型港湾構造物）の保全・再生・創出を推進し、親水性の高い良好な港湾環境・景観を創造する。
- ③ 汚濁が著しい河川の水質改善、多自然川づくりの推進等により、良好な河川環境を引き続き保全・創出する。

### 14 河川空間を活用した賑わい創出の推進

- ① 「河川敷地占用許可準則の特例」や「かわまちづくり支援制度」等により、河川区域における民間事業者によるオープンカフェや川床等の設置を制度面から支援し、河川空間及びまち空間の融合による良好な水辺空間の形成を引き続き推進する。
- ② 北海道らしい地域づくり・観光振興に貢献する「かわたびほっかいどう」の取組を推進するため、北海道の川の魅力や水辺のイベント・アクティビティ等の情報を発信するとともに、地域と連携した魅力的な水辺空間の創出や水辺利活用を促進する。

### 15 舟運の活性化

- ① 海上の景観を楽しむなどの魅力を生かしたフェリー、離島航路、遊覧船等が観光資源として観光旅行者に幅広く利用されるよう、内航旅客船・フェリーの航路情報のデータ整備の促進を行う。また、海事観光におけるコンテンツの磨き上げや船内客室の個室化等快適な時間と空間の提供により、船旅の魅力向上を図る。
- ② 河川においては、まちづくりと一体となった「かわまちづくり」の取組支援等による船着場周辺の水辺整備を行うとともに、舟運事業者等による既存船着場の利用を推進することで、引き続き観光資源となる舟運の活性化を図る。

### 16 社会資本整備等における観光振興への配慮

地域づくり・街並み整備、道路整備、河川空間等の保全・活用等の社会資本整備等において、観光振興や観光交流への効果を発現させるため、観光関係部局と事業担当部局との連携を引き続き強化する。

### 17 地域ブランドの振興

その地域ならではの自然環境、文化、風習等に由来する品質、伝統、ものがたりを有する地理的表示（GI）製品について、観光業や食品産業等との連携を進めつつ、地域の観光資源として活用するなど、国内外での認知度向上に向けた取組を推進する。

<sup>37</sup> 港湾緑地等において、カフェ等の収益施設の整備と収益の一部を還元して緑地等のリニューアルや維持管理を行う民間事業者に対し、緑地等の行政財産の長期貸付けを可能とする認定制度のこと。

## 18 特区制度等の活用

- ① 特区制度については、地域未来戦略の推進に資する取組の加速化を図るとともに、地方の課題を起点とする規制・制度改革を推進する。
- ② 地域再生制度については、「地域再生法」（平成 17 年法律第 24 号）に基づき、各府省横断的・総合的な施策による支援措置を引き続き講じていく。
- ③ 地方創生 SDGs では、未来都市を選定し小規模自治体を支援することで、持続可能なまちづくりを促進する。
- ④ 中心市街地活性化制度については、「中心市街地活性化促進プログラム」に基づき、重点的な取組を行う市町村に対して、関係省庁と連携して支援する。

## 19 地域の伝統芸能等の支援

伝統芸能等の無形文化財や地域の礎である伝統行事、民俗芸能等の保存・活用を支援し、無形の文化遺産を核とした地域活性化を引き続き推進する。また、2026 年 3 月に「神楽」のユネスコ無形文化遺産への登録に向けた提案書がユネスコ事務局に提出されたことを契機として、国際的な情報発信等に取り組んでいく。

## 20 地域の文化芸術の振興

- ① 地域文化振興に係る機能強化を図るため、地方公共団体が専門的人材を活用して実施する、地域文化資源を活用した文化芸術活動等の総合的な取組を支援する。あわせて、文化芸術団体等が国内外のアーティストを招へいして実施する、地域住民等と協働した創作や研究・調査、発信に係る地域滞在型の取組について支援する。
- ② 文化庁の京都移転を契機に進めてきた文化行政と観光等の連携の強化について、更なる発展を図る。具体的には、文化財を活用した高付加価値コンテンツの造成、文化財建造物のリノベーション、多言語対応等インバウンド向けの滞在環境の整備を一層推進する。あわせて、文化財の活用に関する相談窓口の機能を強化するとともに、活用に関するセミナーを各地で開催する。

## 21 文化観光拠点等の整備

- ① 「文化財保存活用地域計画」等の作成及び計画に基づく事業の推進を支援することで、地域の多様な豊かな文化資源を活用した経済活性化、人材育成、まちづくり等に資する取組や観光拠点の整備を促進し、観光振興・地方創生等に向けた対応を強化する。
- ② 文化資源を中核とする観光拠点・地域を整備するため、文化観光推進法に基づき認定した計画への支援や、日本遺産等の文化資源の魅力向上や発信強化、拠点地域の形成を主導する人材の確保・育成、文化体験の提供に必要な施設・設備の整備、デジタル技術の積極的な活用を引き続き支援する。

## 22 文化財の保存・継承

国宝・重要文化財（建造物、美術工芸品）、史跡名勝天然記念物について、魅力的な活用の前提となる適切な保存修理や防火・耐震対策等の強靱化を推進する。また、修理現場の公開や解説設備の設置、バリアフリー化、来訪者の便益施設の充実等を促進する。さらに、文化財の保存・活用における多様な資金調達の活用を促進する。

## 23 ナショナル・トラスト運動等の民間取組の推進

- ① 国民的財産として後世に継承すべき産業・文化遺産や自然等の観光資源を保存・活用するナショナル・トラスト運動について、公開や利用に力点を置いた活動を奨励する。また、自然環境に係るナショナル・トラスト活動の一層の促進のため、関連する情報の発信や、「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律」（平成 26 年法律第 85 号）の運用を図る。
- ② 「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく文化財保存活用支援団体の指定を促し、民間団体による地域の文化財の保存・活用のための取組を推進する。

## 24 離島地域等における観光振興

【再掲】第Ⅲ部第 1 章第 2 節 2（8）f）

### 第 2 節 持続可能性を高めるためのインバウンド市場・観光コンテンツの多様化

#### 1 戦略的な訪日プロモーションの実施

##### （1）様々な国・地域への戦略的な訪日プロモーションの実施

【再掲】第Ⅲ部第 1 章第 2 節 1（3）a）

##### （2）欧米豪市場等の新規訪日層の開拓

【再掲】第Ⅲ部第 1 章第 2 節 1（3）b）

##### （3）アジア市場等のリピーター層の再訪日意欲喚起

【再掲】第Ⅲ部第 1 章第 2 節 1（3）c）

#### (4) 地域の魅力の海外発信

【再掲】 第Ⅲ部第1章第2節1 (3) d)

#### (5) AI等デジタル技術の活用

【再掲】 第Ⅲ部第1章第2節1 (3) e)

### 2 地方誘客及び消費拡大に効果の高い観光コンテンツの充実

【再掲】 第Ⅲ部第1章第2節2

## 第3節 観光DX・地域交通DXの推進

### 1 観光DXの推進

- ① 旅行者の消費拡大等を通じて稼げる地域を実現すべく、2022年9月に設置した「観光DX推進のあり方に関する検討会」での討議結果も踏まえ、全国の観光地・観光産業の観光DXを推進する。具体的には、観光地のコンテンツの販路拡大、観光産業の生産性向上等に資するデジタルツール導入支援やDX活用に向けた専門人材による伴走支援を実施する。
- ② 地方誘客、オーバーツーリズム対策、インバウンド消費拡大、防災・減災等が課題とされている観光地・観光産業において、これらの課題をDX技術やデータ等の活用により解決し、消費拡大との両立を目指すモデルの創出に取り組む。
- ③ デジタルツール間で連携する際の汎用性・互換性を高める標準仕様の策定・普及に向けて、観光産業等の取組を促進する。
- ④ 「DMO総合支援事業」により、DMOの観光地マネジメント強化等に資する業務DXの取組を支援する。

### 2 地域交通DXの推進

【再掲】 第Ⅲ部第1章第2節5 (7)

### 3 観光分野におけるスタートアップ支援

持続可能な観光を実現するための優れたアイデア・技術を持ち、将来の観光産業をけん引するスタートアップの起業・育成に係る優良事例の横展開等により、観光の諸課題の解決に取り組むスタートアップを支援する。

### 4 観光に関する統計等の整備・利活用の推進

- ① 各種観光統計について、旅行者の地域への誘客状況をより正確に把握するための結果の安定性や精度向上について検討する。宿泊旅行統計調査においては層化基準変更の影響を注視していく。また、インバウンド消費動向調査においては、調査体系の見直しを行う。
- ② データを活用した観光戦略の企画・立案に資するよう、鉄道、駅別乗降客数、洪水浸水想定区域等のGISデータ<sup>38</sup>を国土数値情報として整備し2026年5月頃に公開するとともに、人流データ活用のユースケース創出や手引きの改訂等を通じて人流データの利活用促進に取り組む。
- ③ 訪日外国人の移動の実態（利用交通機関や周遊ルート等）が詳細に把握できるよう訪日外国人流動データ（FF-Data）の作成方法の見直しを検討する。

### 5 ETC2.0データを活用した周遊ルートや滞在時間等の分析

- ① 地域の観光施策の実現を通じた地方創生の取組を支援すべく、引き続きETC2.0プローブデータ<sup>39</sup>の活用、分析を推進する。
- ② ETC2.0プローブデータについては、データの性質を踏まえ、プライバシーの観点等にも留意しつつ、データの提供体制を整えるなど、地方公共団体等が活用しやすい環境の構築（オープン化）を進める。

## 第4節 観光産業の経営力強靱化

### 1 多様なニーズに対応した旅行業への転換と高付加価値な商品造成

地域の自然、生活文化、地元の人々とのふれあい等の地域独自の魅力を生かした地域密着型の旅行商品が充実するよう、「サステナブルな旅アワード」等の取組を通じて、旅行業者や宿泊事業者など地域に密着した事業者による旅行商品の造成や旅行商品の周知を促進する。

### 2 観光産業の再生支援

観光産業の経営力強靱化等に向け、宿泊業に特化した経営改善や事業再生の手法についてのハンドブックの普及を行い、宿泊事業者の経営能力の向上を図るなど、関係省庁が連携して支援する。

### 3 宿泊施設の整備促進

地方を含めた全国各地において、古民家や空き家・空き店舗の地域資源を生かしたリノベーション等による宿泊施設等の整備について、「まちづくりファンド支援事業」、「共同型都市再構築事業」等を通じ

<sup>38</sup> Geographic Information System の略。地理情報システムのこと。

<sup>39</sup> ETC2.0 を搭載した車両の走行データのこと（走行履歴等）。

て、金融支援を引き続き行う。

#### 4 官民ファンドによる事業再生支援等の強化

株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）を含む官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援に関する機能を安定的・継続的に提供できる体制を整備する。

#### 5 海外の有望な観光関連企業の誘致

JETRO は、日本に進出し又は進出を検討している外資系の有望な観光関連企業や、関連ソリューションを有するデジタル等企業に対する、市場情報や日本企業とのビジネス機会等の提供、地域の情報発信等の誘致活動を通じて、日本への進出・事業拡大を支援する。

#### 6 廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援

地方の温泉街の中心地などでの廃旅館等の解体撤去・減築を契機としたまちづくりを支援するための「廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業」を実施し、まちのにぎわい再生と地方誘客の促進を図る。

### 第5節 健全な競争環境の整備

#### 1 旅行業務の適正な運営の確保等

「旅行業法」（昭和27年法律第239号）に基づき、旅行取引に係る規制の遵守状況に関する立入検査を適時適切に実施することにより、旅行業務の適正な運営の確保等を通じた旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を引き続き図る。特に貸切バスツアーについては、運賃の下限割れ防止対策や旅行業関係団体とバス関係団体により設置された「貸切バスツアー適正取引推進委員会」の仕組みの活用により、旅行における安全確保を図る。

### 第6節 観光人材の確保

#### 1 観光地・観光産業の担い手の確保

- ① 観光人材育成ガイドラインに基づいた教育プログラムに基づき、地域関係者が連携協力して取り組む観光地経営人材育成等を支援する。
- ② 観光分野を含む各産業分野において、産業構造の変化や各地域のニーズ等に対応した実践的な職業教育を行う専修学校の人材育成機能を充実・強化し、これからの時代に対応した教育プログラム等の開発を進める。
- ③ 就職イベント・就業体験等における宿泊業の魅力発信による事業者の採用活動を支援する。
- ④ 人手不足の解消に向け、人手をかけるべき業務に人材を集中投下し、サービス水準向上・賃上げを実現するため、業務の省力化に資する設備投資のほか、地域内の宿泊事業者等が連携・共同し、地域一体となった労働生産性向上のための設備投資や改修等を支援する。
- ⑤ 国内外で特定技能評価試験の活用促進を図るとともに、2027年度から開始される育成就労制度の宿泊分野での活用促進を図るための周知をするなど、国内人材のみならず、外国人材の確保も進めていく。

#### 2 通訳ガイドの質の向上及び活用の拡大

通訳案内士試験に合格して間もない通訳案内士への基礎研修や定期研修の受講促進策等を講じ、通訳案内士の質の維持・向上を図る。また、通訳案内士の認知度向上を通じた就労機会の拡大を図るため、その役割や魅力、活用方法等に係る情報発信を強化するとともに、通訳案内士と旅行会社等とのマッチングを促す取組を進める。

#### 3 持続的なローカルガイドの確保

観光コンテンツの付加価値や旅行者の消費単価・満足度の向上、地方誘客促進や持続可能な観光地域づくりにも寄与する、地域の魅力を伝えるローカルガイド人材について、特に地方部において観光コンテンツとの一体的な質的向上と持続可能な確保・供給に取り組むモデル地域を選定の上、実証・調査を行い、知見を整理する。

### 第7節 多様なニーズに対応した受入環境整備

#### 1 ユニバーサルツーリズムの推進

【再掲】第Ⅲ部第2章第2節3

#### 2 公共施設等の一体的・総合的なバリアフリー化

【再掲】第Ⅲ部第2章第2節4

#### 3 共生社会の実現に向けたユニバーサルデザインの推進

【再掲】第Ⅲ部第2章第2節5

#### 4 身体障害者等の運賃割引の促進

【再掲】第Ⅲ部第2章第2節6

## 5 多様な宗教的、文化的習慣を有する旅行者の受入環境の充実

【再掲】第Ⅲ部 1 章第 2 節 6 (5)

### 第 8 節 休暇の分散・旅行需要の平準化

#### 1 ワークেশョンの推進等を通じた関係人口の創出

【再掲】第Ⅲ部第 2 章第 2 節 1

#### 2 関係人口の創出や二地域居住の促進

【再掲】第Ⅲ部第 2 章第 2 節 2

#### 3 ラーケーション等の促進

【再掲】第Ⅲ部第 2 章第 1 節 1

#### 4 休暇を取得しやすい職場環境の整備

【再掲】第Ⅲ部第 2 章第 1 節 2

#### 5 休暇取得の分散化の促進

【再掲】第Ⅲ部第 2 章第 1 節 3

### 第 9 節 災害・感染症危機・テロ対策等安全・安心な滞在環境の実現

#### 1 防災情報の提供

- ① 線状降水帯や台風、大規模地震・津波、広域降灰を含む大規模な火山噴火等が発生した際にも観光旅行者が適切に防災対応をとれるよう、次期及び次々期静止気象衛星、二重偏波気象レーダー、地震・火山観測施設の更新整備等によって監視体制を維持・強化するとともに、最新のスーパーコンピュータシステムや AI 技術の活用等により、気象庁から地方公共団体、報道機関、観光旅行者等に提供する防災気象情報の高度化や精度向上を推進する。特に 2026 年度は、線状降水帯発生時の 2～3 時間前を目標とした直前予測の提供を開始する。
- ② 計画検討の具体的手順や留意事項などについてとりまとめた手引き等の内容の解説、専門的知見を持った火山防災エキスパートの派遣、火山防災協議会等連絡・連携会議の地域グループ会合の実施等を通じて、避難計画等の策定の推進に取り組む。
- ③ 訪日外国人旅行者等に対する津波フラッグ等を活用した情報伝達の推進にも引き続き取り組む。

#### 2 避難体制の強化

- ① 災害時における道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供のため、通行可否情報等の集約の強化や SNS 等を通じて幅広い周知等を推進する。
- ② 災害時において通行可能な道路を一般に公開することができるようにするため、都道府県公安委員会が保有する交通情報に民間事業者が保有するプローブ情報<sup>40</sup>を加えた情報について、公益財団法人日本道路交通情報センターを通じた提供を引き続き推進する。

#### 3 訪日外国人旅行者等の災害被害軽減

- ① 地域防災計画を含め、訪日外国人旅行者等を対象とした災害時の対応を定める計画・マニュアルの策定を更に推進する。
- ② 訪日外国人旅行者向けの災害情報等の発信については、災害発生時や災害発生に備え、各種の情報提供ツールを確保しつつ、訪日外国人旅行者がより一層安全・安心に旅行できるよう、情報提供内容の充実を図る。
- ③ 災害・危機が発生した際、訪日外国人も含めた旅行者の円滑な避難誘導を実現するため、災害時等の連絡体制、情報収集・発信の枠組み、旅行者の支援体制等を盛り込んだ「観光危機管理計画」について、地方公共団体・観光関連事業者による策定を推進し、安全・安心な訪日旅行環境の整備を進める。
- ④ 空港については、全国の 95 空港において策定された空港 BCP<sup>41</sup>により、空港利用者が適切に情報を収集し、安全に避難し、全ての滞留者が一定期間、安全・安心に空港内に滞在できるよう、非常時の空港における情報提供（滞留者等に対し必要に応じて行う、多言語による空港アクセスの被害や復旧状況等についてのウェブサイトや SNS による配信等）を実施する。
- ⑤ 空港関係者やアクセス事業者と連携した自然災害時を想定した対応訓練の実施等により、情報発信を含む空港 BCP の実効性強化を図る。
- ⑥ 近年、激甚化・頻発化する自然災害等を踏まえ、平時から海外や国内に対し適切な情報発信を行うことが重要であることから、国土交通省を含む各行政機関及びインフラ事業者等がウェブサイト等で提供している防災情報が一元化されてスマートフォン対応等により容易に防災情報等を入手できる「防災

<sup>40</sup> カーナビゲーションシステム等に蓄積された走行データのこと（走行履歴等）。

<sup>41</sup> 空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間や関係機関の役割分担等を明確化した空港の事業継続計画のこと（A2 (Advanced/Airport)・BCP）。

ポータル/Disaster Prevention Portal」について、2026年度も引き続き新たな防災情報を追加するなどの充実を図る。

#### 4 クマに関する注意喚起や出没情報等に関する多言語発信

SNSや国立公園のビジターセンター等を通じて、クマに関する出没情報や注意喚起を多言語で発信するとともに、地域におけるクマの出没情報等の収集体制の構築、登山口における情報提供施設の整備等を推進する。また、国立・国定公園及びその周辺地域におけるクマの出没を抑制するために、地方公共団体が行うクマの捕獲や出没防止対策等を推進する。

#### 5 次の感染症危機への対応

- ① 次の感染症危機への対応に万全を期すため、引き続き、2024年7月に改定した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づき、平時からの備えの充実に取り組む。また、同計画のフォローアップを毎年実施するほか、国及び都道府県をはじめとした多様な主体が参画する実践的な訓練の実施等を行う。
- ② 国内外における感染症の発生动向を継続的に監視・分析し、国及び地方公共団体において人々に幅広く情報提供を行うとともに、訪日する外国人に対し、入国前に自国において自身の予防接種歴等の確認及び必要なワクチン接種を行うことが望ましい旨を多言語で周知する。

#### 6 公共交通機関の安全対策の推進

- ① 公共交通機関等の安全確保のため、ハード面においては保安設備更新等に係る支援制度のより一層の活用周知、ソフト面においては交通事業者に対する保安監査及び運輸安全マネジメント評価の実施と同評価制度の更なる普及・啓発に取り組む。
- ② 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に盛り込まれた各種措置を着実に実施すること等により、貸切バスの安全・安心な運行の確保を図る。
- ③ 「海上運送法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第24号）に基づき、安全統括管理者・運航管理者の資格者証保有者からの選任を義務化するなど、利用者が安心して旅客船を利用できるよう、「旅客船の総合的な安全・安心対策」の内容を着実に実行し、その進捗に応じフォローアップを行っていくことにより、旅客船の安全・安心対策に万全を期していく。

#### 7 道路交通の安全対策等の推進

- ① 行楽地における交通事故実態等を的確に分析し、死亡事故等の重大事故に直結する悪質性・危険性の高い違反等に重点を置いた交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進する。
- ② 白タク行為の抑止に向けた広報啓発活動を行うとともに、国内外の旅行会社や関係サイト運営者、その利用者等に対して注意喚起等を行う。
- ③ 行楽地を中心に、必要に応じた交通規制を実施するほか、行楽期には、事前広報や臨時交通規制を実施するとともに、交通量の変動に対応した信号制御を行い、交通渋滞情報等の提供により迂回を促すなど、行楽車両の適切な配分誘導に努める。
- ④ 一般道路においては、交通安全施設等の整備を推進し、このうち生活道路においては、最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図る「ゾーン30プラス」を推進する。幹線道路においては、事故危険箇所における集中的な対策を推進する。そのほか、英字を併記した規制標識「一時停止」等、国民及び訪日外国人旅行者の双方にとってわかりやすい道路標識の整備を推進する。
- ⑤ 高速道路等においては、交通安全施設等の整備等、事故防止に向けた交通安全対策を推進するとともに、付加車線の整備等による渋滞対策、道路交通情報の提供等利用者サービスの向上を推進する。
- ⑥ 外国人の交通事故の増加を踏まえ、ビッグデータ等を活用して外国人特有の危険箇所を把握し、適切な情報提供や案内の実施等の安全対策を推進する。
- ⑦ レンタカー事業者と連携し、車両の貸渡し時における国際運転免許証等の確認の徹底や、外国人運転者向けの広報啓発資料等の活用による自国との交通ルールとの相違点を中心とした日本の交通ルールの周知徹底に取り組む。また、自転車や特定小型原動機付自転車のシェアリング事業者とも連携し、外国人運転者向けの広報啓発資料等を活用し、日本の交通ルールの周知に取り組む。

#### 8 宿泊施設の防火安全対策の推進

防火対象物定期点検報告制度及び適マーク制度の積極的な周知・広報及び違反対象物の公表制度による利用者への情報提供の促進により、実効性のある火災予防対策の普及に取り組む。

#### 9 テロ対策及び犯罪対策の推進

第20回アジア競技大会、第5回アジアパラ競技大会、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の開催等を踏まえ、関係機関・団体と緊密に連携しながら、各種テロ対策を推進するとともに、官民一体となった総合的な犯罪対策を推進する。

## 10 外国人の急訴・相談等への対応環境の整備

- ① 警察の各種手続等において訪日外国人旅行者等に適切に対応するため、必要な通訳体制の整備に努める。
- ② 多言語翻訳機能を有する資機材等を有効活用するため、警察職員に対して資機材の使用要領等の研修や、現場対応を想定した実践的な対応訓練等の実施に努める。
- ③ 訪日外国人旅行者等が我が国警察の制度、活動等に関する最新の情報を容易に入手できるようにするため、防犯・交通安全に関する情報や警察が所管する各種規制に関する情報等について、警察のウェブサイトにおいて外国語による掲載の拡充を図るとともに、ウェブサイトへ掲載するコンテンツの見直しを継続的に行い、より効果的な情報伝達等を引き続き努める。
- ④ 緊急時に三者通話システムを迅速かつ適切に活用するため、警察職員に対する現場対応を想定した実践的な訓練や三者通話に対応可能な通訳人の拡充等に努めるなどして、通報受理体制のより一層の強化を図る。
- ⑤ 日本語以外での119番通報に対して迅速・的確に対応するため、消防指令センターと通訳を交えて三者で通話を行う三者間同時通訳システムが全国の消防本部において導入されるよう促進する。
- ⑥ 「訪日外国人のための救急車利用ガイド（多言語版）」について、各都道府県及び消防本部に対し周知するよう依頼するとともに、2026年度も引き続き、効果的な広報を実施する。
- ⑦ 救急現場で救急隊員が外国人傷病者に対して円滑なコミュニケーションを図れるよう、救急隊向けに開発した「救急ボイストラ」<sup>42</sup>等の多言語音声翻訳アプリの普及促進を行う。2026年度も引き続き、未導入消防本部の実情を踏まえた上で、消防本部への導入促進を図る。

---

<sup>42</sup> 外国人傷病者への救急対応を迅速に行うための多言語音声翻訳アプリのこと。

## 第4章 国際観光旅客税について

### 第1節 国際観光旅客税創設の背景

2016年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」では、2020年の訪日外国人旅行者数を従来目標2,000万人から4,000万人へと倍増させるなど従来の政府目標を大幅に前倒しし、かつ、質の高い観光交流を加速させる方針が示された。

その中で、「観光施策を実施するための国の追加的財源を確保するため、観光先進国を参考に、受益者負担による財源確保を検討」することが求められたことを受け、2017年9月に有識者会議「次世代の観光立国実現に向けた観光財源のあり方検討会」を設けて検討を行い、同年11月に同検討会による「中間とりまとめ～持続可能な質の高い観光立国の実現に向けて～」が決定・公表された。そして、「平成30年度税制改正の大綱」（平成29年12月22日閣議決定）に、観光立国・地方創生の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る観点からとして、「国際観光旅客税（仮称）の創設」が盛り込まれることとなった。

国際観光旅客税は、観光を我が国の基幹産業へと成長させ、「観光先進国」の実現を図るため、今後さらに増加する観光需要に対し、より高次元な観光施策を展開していく安定的な財源を確保することを目的として、2019年1月7日以降に船舶または航空機により本邦から出国する一定の旅客に負担を求めるとして2018年に創設された。税額については、第3次観光立国推進基本計画の目標であった2020年訪日外国人旅行者数4,000万人を達成するために必要な施策や財政規模を考慮し、出国1回につき1,000円とされた。

### 第2節 国際観光旅客税の使途

旅客税財源の使途については、「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」（平成9年法律第91号）（国際観光振興法）第12条に規定する国際観光振興施策（国際観光旅客の円滑かつ快適な旅行のための環境の整備に関する施策、我が国の多様な観光の魅力に関する情報の入手の容易化に関する施策並びに地域固有の文化、自然その他の特性を活用した観光資源の開発及び活用による当該地域における体験及び滞在の質の向上に関する施策をいう。）に必要な経費に充てることとされており、これを受け、「国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について」（基本方針等）において、以下の3つの分野に旅客税財源を充当することとしている。

- ①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
- ②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
- ③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上

また、旅客税財源を充当する施策は、既存施策の財源の単なる穴埋めをするのではなく、以下の考え方を基本とすることとしている。

- ①受益と負担の関係から負担者の納得が得られること
- ②先進性が高く費用対効果が高い取組であること
- ③地方創生を始めとする我が国が直面する重要な政策課題に合致すること

### 第3節 令和8年度以降の国際観光旅客税の使途の方向性

2018年度に国際観光旅客税が創設されて以降、国際観光旅客税財源等を活用して様々な施策を実施した結果、2025年の訪日外国人旅行者は約4,268万人に達した。また、訪日外国人旅行消費額は約9.5兆円に達し、いまや観光は自動車産業に次ぐ、我が国第2の輸出産業に成長し、我が国の経済成長や地方振興に欠くことができない産業分野となった。この結果、第4次観光立国推進基本計画で設定された目標については、その多くを達成した。一方で、訪日外国人旅行者一人当たりの地方宿泊数は、2025年時点で1.4泊の実績となり、目標値との関係で約7割にとどまり、地方誘客の推進が引き続き課題となった。さらに、近年訪日外国人旅行者数の増加に伴い、観光客が集中する一部の地域や繁忙期においては、過度の混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響や旅行者の満足度の低下への懸念が生じており、こうした混雑・マナー違反等への対策は、喫緊の課題となっている。

国際観光旅客税の税率が、2026年7月1日より、1,000円から3,000円に引き上がることに伴い、令和8年度の国際観光旅客税関係の予算は、令和7年度の490億円から1,300億円へと増額された。この

増額分については、第5次観光立国推進基本計画に掲げる2030年訪日外国人旅行者数6,000万人、訪日外国人旅行消費額15兆円の目標達成に向け、地方誘客や混雑・マナー違反への対応等オーバーツーリズムの未然防止・抑制等新たな課題への対応の他、これまで行ってきた施策の深化、訪日外国人旅行者の地方誘客など未達となった目標への対応、多様な国・地域からの誘客等の課題への対応等に重点的に充当することとした。令和8年度予算においては、以下の施策に充当することとしている。

○国際観光旅客の円滑かつ快適な旅行のための環境の整備

オーバーツーリズム対策、円滑な出入国の環境整備、観光地へのアクセス・観光地内移動手段の整備、アウトバウンド回復に向けた安全・安心な海外旅行環境の整備等 596億円

○我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化

訪日プロモーション等 92億円

○地域固有の文化、自然その他の特性を活用した観光資源の開発及び活用による当該地域における体験及び滞在の質の向上

文化、国立公園、食、アクティビティ等地域の特性を活かしたコンテンツの造成等 612億円

国際観光旅客税を財源とする施策については、国際観光振興法第12条に規定する国際観光振興施策及び基本方針等で定める3分野において、国際観光が国際情勢や感染症等の影響により大きく変動し得ることを踏まえ、施策の柔軟かつ機動的な対応を確保する観点から、その規定する目的に沿った幅広い施策が想定されている。したがって、国際観光旅客税財源を充当することとした上記施策は、いずれも国際観光振興法や基本方針等に規定する用途の範囲内のものであるが、今後とも、国際観光旅客税の活用にあたっては、その用途を含め、国際観光振興法及び基本方針等に基づき、施策の適正性や予算プロセスの透明性を一層確保の上、行うこととする。